

集團投資スキームにおける課税上の問題点

景 山 智 全
〔研究科第 37 期〕
〔 研 究 員 〕

目 次

第1章 序説	223
第2章 集団投資スキームの概要	225
第1節 集団投資スキームの内容	225
1 集団投資スキームとは	225
2 資産流動化型	225
3 資産運用型	225
第2節 SPVの意義	226
1 SPVの定義	226
2 SPVの特徴	226
第3節 SPVの種類	227
1 会社型	227
(1) 株式会社・有限会社	227
(2) 特定目的会社	228
(3) 投資法人	230
(4) 外国法人	231
2 信託型	234
(1) 特定目的信託	234
(2) 投資信託	235
(3) 証券投資信託	235
(4) 合同運用信託	236
3 組合型	236
(1) 任意組合	236
(2) 匿名組合	237
(3) 投資事業有限責任組合	239
4 国外のSPV	240
(1) Corporation	240

(2) S corporation	240
(3) Partnership	242
(4) LLP	244
(5) LLLP	245
(6) LLC	246
(7) RIC	248
(8) REIT	249
第3章 SPVに対する現行税制の取扱い	252
第1節 法人形態	252
1 株式会社・有限会社	252
2 特定目的会社	253
3 投資法人	255
4 外国法人	257
第2節 信託形態	258
1 特定目的信託	258
2 投資信託	261
3 合同運用信託・証券投資信託	265
第3節 組合形態	267
1 任意組合	267
2 匿名組合	268
3 投資事業有限責任組合	269
第4節 その他の形態	271
1 Corporation	271
2 S corporation	272
3 Partnership	273
4 LLC	274
5 RIC	275
6 REIT	276

第4章 集団投資スキームにおける税務上の諸問題	278
第1節 SPVの投資家段階における問題点	278
1 個人投資家における投資利益の所得分類	278
2 投資家段階での利益又は損失の計上	280
3 個人投資家における投資損失の損益通算	282
第2節 SPV段階における問題点	283
1 SPVの導管性	283
(1) 収益及び費用の計上時期における導管性	283
(2) 所得分類の導管性	284
(3) 課税上の導管性－二重課税の有無－	284
(4) 問題点の整理	285
2 SPVに対する課税の影響	285
3 二重課税の排除方法	285
4 課税の繰延	287
第3節 SPVの国際課税上の問題点	288
1 国内SPVが外国所得税を支払った場合の外国税額控除	288
2 SPVに対する租税条約の適用	291
第5章 集団投資スキームにおける課税の方向	296
1 課税の基本的な考え方	296
(1) 投資家段階での課税を基本とする考え方	296
(2) SPV段階での課税を基本とする考え方	297
(3) 方向性	297
(4) SPVに対する課税の在り方－国際的側面も含めて－	298
(5) 小括	299
2 法人税課税の要件	301
3 支払配当について損金算入を認める要件	301
4 その他の規定	302
(1) 納税義務者	302

(2) 事業年度等	303
(3) 法人税の税率	303
(4) 外国税額控除	304
(5) 欠損金の繰越し	304
(6) 支払配当等に対する源泉所得税課税	305
5 集団投資スキームに使われなかったSPVに対する措置	306
6 租税条約における軽減税率の適用	309
(1) 問題の整理	309
(2) 米国におけるQI制度導入の背景	311
(3) QI制度の概要	312
(4) 我が国における租税条約適用の方向	313
第6章 結びに代えて	314

第1章 序説

平成10年以降、証券投資信託法、特定債権法、商品ファンド法、特定目的会社法（SPC法）等の制定及び改正が行われ、様々な集団投資スキームを活用することが可能となり、例えばSPC、投資法人といった導管的な主体を媒体としたスキームの組成によって証券を発行して資産の流動化、証券化あるいは資産の運用が活発に行われている。

また、平成12年においては、「資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律」が成立したことにより全ての資産について信託を活用した新たな集団投資スキームの組成が可能となり、資産流動化型信託(特定目的信託)及び資産運用型信託(投資信託)の利用ができることとなった。このような法改正に伴い、法人税、所得税の税制改正が行われ、特定信託の各計算期間の所得についても、法人税の課税対象とされた。

このように、集団投資スキームに使われるビークル(投資媒体)の種類が増えていったことには現行税制が少なからず影響を及ぼしている。金融商品を設計する際に、一般投資家から投資を呼び込むには運用利回りを高くするしかないが、途中で税を支払えばそれだけ運用利回りは低くなり、商品としては致命的である。そこで、タックスヘイブン国であるケイマンSPCを使ったり、任意組合、信託というものも用いられた。もちろん、投資家から権利義務能力が独立していること、又は、コーポレート・ガバナンスが確保されていることから、会社が用いられる場合もある。経済取引は自由であり、設計者がその目的や投資家等に最も都合がよいビークルを選べばよいのであるが、そこには現行税制による問題点が存在している。

現行税制では、原則として法人格の有無(人格のない社団等を除く。以下も同様である。)により課税対象となるビークルかどうかは律されている。しかしながら、集団投資スキームに使われるビークルは会社、任意組合、信託、国外のビークル等のいずれでもよく、投資家と投資対象とのキャッシュフローを結びつける媒体(道具)として、同じ役割を果たしている。このように、経済

的実態は同じであるにもかかわらず、法人格の有無により課税対象になるものとならないものの違いが生じることは、課税の中立性に反する。

さらには、集団投資スキームに使われるビークルは投資家と投資対象を結ぶ媒体（道具）にしかすぎないことから、上記の特定目的会社、投資法人は一定の要件の下、支払配当を損金に算入することにより、実質的に課税されないこととして、任意組合、信託等とのバランスをとった。これで課税上の整合性がとれたように見えるが、今度は既存の株式会社、有限会社との整合性を著しく欠くことになった。株式会社、有限会社であっても集団投資スキームに使われることはあり、その場合は当然、法人税が課税され、支払配当は資本等取引である⁽¹⁾ことから損金に算入することはできない⁽²⁾からである。

では、任意組合、信託等も含めたすべてのビークルに法人税を課税すれば整合性がとれるかといえば、ことはそれほど単純ではない。

本稿は、このような問題意識から、集団投資スキームに使われるビークルについて、現行税制の取扱い及び問題点を整理し、統一的な課税の方向を検討していくものである⁽³⁾。以下では、第2章において集団投資スキームの概要として、主に各SPV（ビークル）の説明をする。次に第3章では各SPV（ビークル）の現行税制の取扱いを記述し、第4章で集団投資スキームにおける税務上の諸問題を列挙する。そして、第5章で集団投資スキームにおける課税の方向について検討を行う。

(1) 法人税法22条5項

(2) 法人税法22条3項3号

(3) 本稿はあくまで集団投資スキームに使われるビークル(SP V)について統一的な課税の方向を考察するものであるため、集団投資スキームに使われないと思われるビークル（公共法人、公益法人等、協同組合等、相互会社、医療法人等）については考察の対象から除く。

第2章 集団投資スキームの概要

第1節 集団投資スキームの内容

1 集団投資スキームとは

集団投資スキームとは投資ビークル（媒体）を通じて投資家と投資対象とのキャッシュフローを結びつけるビークル金融のことをいう⁽¹⁾。

集団投資スキームには、資産流動化型と資産運用型とがあり、その資金調達方法は異なっている。

2 資産流動化型

資産流動化スキームは、先に資産ありきで、特定の資産（貸付債権、売掛債権、不動産等）の所有者が、その資産を所有者自身から切り離し（オフバランス）、その資産の生み出すキャッシュフローや資産価値を裏付けとして、一般投資家に証券等を発行することにより資金を調達する仕組みである。この仕組みは原則として、あらかじめ資産流動化計画に定められた行為しかできず、資産の売買について裁量がない。

3 資産運用型

資産運用型スキームは、一般投資家から集めた資金をプールして、投資の専門家が各種資産（株式、公社債、不動産等）に投資運用し、その利益を一般投資家に分配する、資金運用という金融サービスを提供するための仕組みであり、いわゆる投資ファンドのことである。この仕組みは資産の入れ替えにより、資産を継続的に運用する裁量がある。

(1) 杉本茂他「座談会 日本版REITの創設—その仕組みと課題—」JICPAジャーナル、No.553、AUG、11頁（2001）

第2節 SPVの意義

1 SPVの定義

SPVとはSpecial Purpose Vehicleの略であり、資産の流動化あるいは資産の運用スキームに使われる投資媒体のことである。この投資媒体は、会社、組合、信託のいずれでもよく、投資に対するリターンが最大になるものが使われる。SPVとともに、SPEという用語もよく使われる。SPEとはSpecial Purpose Entity（特定目的事業体）の略で、米国会計基準及び国際会計基準において使われている用語であるが、SPVと同義である。

2 SPVの特徴

- ① 投資とリターンの結節点の役割を果たしている⁽²⁾。
- ② 倒産隔離を達成している⁽³⁾。

資産流動化スキームにおけるSPVにおいて要求される倒産隔離には2種類ある。一つは譲渡人の倒産によるSPVへの影響を遮断することである。譲渡人が倒産した場合に、譲渡人の債権者や管財人がSPVに譲渡したはずの資産を差し押さえることが可能だとSPVの発行する証券等の信用力がなくなってしまう。もう一つは、SPVが保有する資産のデフォルトやSPVの役員や株主または債権者等による申立てによってSPV自身が倒産する可能性を遮断することである。SPV自身が倒産するとスキームは崩壊してしまうからである。

- ③ 流動化関係者に対して非連結の事業体である。

資産流動化スキームが実行される目的の一つに、譲渡人の財務指標の改善や財務諸表のスリム化（オフバランス化）がある。オフバランス化が達

(2) 佐藤英明「法人課税をめぐる問題状況－研究ノート」国際税制研究、No.6、114頁(2001)

(3) 久禮義継『流動化・証券化の会計と税務』中央経済社、初版第3刷、9頁以下（平成13年）

成されるためには、譲渡人において流動化された資産の譲渡が売買として認められるとともに、譲受人たるSPVが譲渡人の連結対象とならないことが必要となる。このことから、一定のものは連結の対象から除かれている。

④ 課税上導管であるものが多いこと

SPVの段階で課税されると、その分だけ投資家への分配が減少してしまう。投資商品においては運用利回りが最も大切であることから、SPVには実質的に課税されないものが多く用いられている。

第3節 SPVの種類

1 会社型

(1) 株式会社・有限会社

普通法人とは、内国法人⁽⁴⁾のうち公共法人⁽⁵⁾、公益法人等⁽⁶⁾及び協同組合等以外の法人をいい、人格のない社団等⁽⁷⁾を含まないものをいう（法人税法2条9号）。具体的には、株式会社、合名会社、合資会社、有限会社、特定目的会社、投資法人、医療法人等の営利法人が挙げられるが、株式会社と有限会社で普通法人のうち約98%を占めることと、合名会社、合資会社、医療法人等は集団投資スキームには使われないことから省略し、株式会社及び有限会社について記述する（特定目的会社、投資法人については次の（2）、（3）で別途記述する）。

(4) 内国法人とは国内に本店又は主たる事務所を有する法人をいう（法人税法2条3号）。

(5) 公共法人とは別表第一に掲げる法人をいい（法人税法2条5号）、基金、事業団、公庫、地方公共団体等があげられる。

(6) 公益法人等とは別表第二に掲げる法人をいい（法人税法2条6号）、学校法人、宗教法人、社団法人、財団法人、日本赤十字社等があげられる。

(7) 人格のない社団等とは法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものをいう（法人税法2条8号）。

株式会社は、大規模な企業経営を可能にする企業形態であり、資本の集中、危険の分散・限定及び企業集中をその主要な経済的機能とする⁽⁸⁾。株式会社の社員(株主)の責任は会社に対する出資額に限定され、会社債権者に対して直接責任を負担しない(株主有限責任の原則)。会社債権者を保護するため資本制度(資本充実・維持原則)が採用される他、詳細な計算規定が設けられ、開示の充実も図られている。株主の退社は認められず、株主の投下資本回収は株式の譲渡によりなされる。このため、株式譲渡自由の原則が採用され、株券制度が設けられている。

株主有限責任と株式譲渡による投下資本回収の簡便さを基礎に多数の投資者から資本を集中することが容易となるが、これは企業経営の意欲も能力もない多数の投資者が参加することを意味する。そこで、企業経営は経営の専門家(取締役)に委ねられ、監査機関として監査役が設けられている(機関の分化)。株主は役員の選任及び会社の基本的事項に関する意思決定に参加するにすぎない(企業の所有と経営の分離)。

有限会社は、中小規模の企業に有限責任の特権を享受させることを目的とする企業形態であり、簡易化された株式会社ともいわれている。社員の総数は50人に制限され、持分の譲渡が一般的に制約されている。他方、株式会社と比較して定款自治が認められ、機関構成も簡易化されている。有限会社法は総則において商法上の会社と同趣旨の規定を設けている他、株式会社に関する商法規定を多数準用し、株式会社と実質的に同様の規定を設けている。

(2) 特定目的会社

平成10年6月5日「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律」(以下「SPC法」という。)が成立し、同年9月1日に施行された。

SPC法の制定目的は金融の自由化と金融の証券化を進展させることにあった。1990年代以降、一般貸付債権の譲渡解禁、ローンパーティシペー

(8) 森本滋『会社法講義』有信堂、初版、8頁以下(2001)

ションの解禁、特定債権等に係る事業の規制に関する法律（以下「特定債権法」という。）の施行、ABS⁽⁹⁾の解禁など、資産流動化関連の環境整備が進められてきたが、SPC法の成立はこの流れにおける一つの到達点として位置づけられるものである⁽¹⁰⁾。

一方、①特定債権法では流動化の対象資産がリース・クレジット債権に限定されていること、②不動産特定共同事業法では不動産持分権の小口化であり、証券化とはいえないこと、③不良債権処理⁽¹¹⁾のため、不良債権を貸借対照表から消去（オフバランス化）する必要があったことなども、その背景として挙げられる。

これまでの証券化は、社債、CPといったデット型のABSが中心であったが、不良債権、不動産といったリスクの高い資産は、資産の価額自体が変動しやすく、また、そこから生じるキャッシュフローも不安定であり、社債やCPの利払や元本償還に充当していくのが難しい性格を有している⁽¹²⁾。

これに対し、エクイティ型の証券化商品であれば、資産の価額変動は証券のキャピタルゲインに反映させ、また、収益が生じない場合には配当を行わないことにより、リスクの高い資産を円滑に証券化していくことができる。当然ながら、デット型とエクイティ型のABSを同時に発行することにより、デット型証券の安全性を向上させる一方、エクイティ証券の期

(9) ABS（資産担保証券）とは、資産を原保有者から切り離してSPC等に譲渡した上で、SPC等が譲り受けた資産を裏付けにして発行する証券をいう。従来の社債やCPが発行体企業全体の信用力をバックにして発行される企業金融型証書であったのに対し、ABSは発行体が保有する特定資産の価値を基礎として発行される資産金融型証券であるといえる。

(10) 山崎和哉『資産流動化法 改正SPC法・投信法の解説と活用法』26頁以下（金融財政事情研究会、平成13年）

(11) 旧SPC法は、少なからず不良債権処理策としての性格を織り込んだため、当該スキームを活用するための要件が厳格で、施行当初から一部に使い勝手の悪さが指摘されていた。

(12) 武田昌輔ほか編『DHC会社税務積義』第一法規出版、第6巻、3763の51頁以下

待収益率を向上させることも可能となる。

このように、SPC法の制定により、「資産の流動化」という特定の目的のためのみに存在し得る特定目的会社（SPC）が商法上の会社とは異なる新たな法人として創設され、これを活用して、指名金銭債権や不動産といった一定の資産を裏付けとした有価証券を発行する仕組みが創設された。

その後、平成12年において、集団投資スキームにおける資金調達者の選択肢の拡大と投資者に対する多様な商品の提供を可能とする観点から、「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律」が「資産の流動化に関する法律」に改正され、対象資産も不動産、指名金銭債権から財産権一般に拡大した。

なお、特定目的会社は、資産の流動化のためにのみ用いられる特殊な会社であって導管的な存在にすぎないものであることから、税制上もこれに適合した課税上の取扱いをする観点から所要の措置が講じられている（第3章1節2を参照のこと）。

（3）投資法人

会社型投資信託は、会社組織を利用して投資信託と同様の経済効果（分散投資）をもたらす集団投資スキームである⁽¹³⁾。投資家が株主と同様の立場に立ってファンド（形式的には営利法人）の運営に参加し、自らファンド資産の運用の基本方針を決定することが可能となる点において、契約型投資信託（信託制度を用いた集団投資スキーム）とは異なった、投資家の多様かつきめ細かなニーズに対応し得るものである。

諸外国（特に米・仏）においては会社型投資信託が投資信託制度の主流を占めており、クロスボーダー取引が今後ますます活発に行われる状況を踏まえ、我が国においても会社型投資信託の商品組成が可能となる環境を整えておくことが求められるようになった。

(13) 武田・前掲注((12))3763の151頁以下

以上のことから、金融システム改革の一環として、金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律による証券投資信託法の一部改正が行われ（平10. 12. 1施行）、会社組織を利用した証券投資信託と同様の集団投資スキームである、証券投資法人が創設された。

さらに、平成12年に集団投資スキームにおいて多様な商品の提供を可能とする観点から、証券投信法（証券投資信託及び証券投資法人に関する法律）の改正が行われ、従来、運用対象資産が主として有価証券であった証券投資法人は、その運用対象資産が不動産をはじめとする幅広い資産に拡大された。また、その主体も「証券投資法人」から「投資法人」に改められ、法律名も「投資信託及び投資法人に関する法律」（以下「投信法」という。）と改められた。

投資法人には、規約の定めるところにより、法人存続中は投資証券（契約型投資信託における投資信託受益証券に相当するもの）の払戻しのないクローズド・エンド型と、投資主（契約型投資信託における受益者に相当するもの）の請求に応じて投資証券の払戻しをするオープン・エンド型の2種類が認められることとされ、また、投資主の責任は、投資証券の引受価額を限度とする（有限責任）こととされている。

また、投資法人自体は、実質的には運用資産の集合体にすぎず、実際の資産運用は運用会社（投資委託会社等）に、資産の保管は資産保管会社（信託銀行等）に委ねなければならないこととされている。

この投資法人は、実質的には運用資産の集合体にすぎないものであるため、税制上もこれに適合した課税上の取扱いをする観点から所要の措置が講じられている（第3章1節3を参照のこと）。

（4）外国法人⁽¹⁴⁾

(14) 長谷部啓ほか「米国LLCに係る税務上の取扱い」週間税務通信、No.2678、（平成13年）70頁以下及び秋元秀仁「米国LLCを巡る我が国課税上の問題—法人概念の再検討と外国税額控除及びタックスヘイブン税制の適否を中心に—」平成10年度税務大学校研究科論文集、52頁以下を参照した。

イ 租税法上の法人概念

法人税法において、外国法人とは「内国法人以外の法人」（法人税法2条4号）と定めているが、内国法人とは「国内に本店又は主たる事務所を有する法人をいう」（法人税法2条3号）と規定されているにすぎず、法人の概念については規定されていない。

租税法が用いている概念の中には二種類のものがある⁽¹⁵⁾。一つは「他の法分野で用いられ、すでにはっきりした意味内容を与えられている概念」であり、他の法分野から借用しているという意味で借用概念と呼ばれている。もう一つは「他の法分野では用いられておらず、租税法が独自に用いている概念」であり、固有概念と呼ばれている。借用概念について問題となるのは、それを他の法分野で用いられているのと同じ意義に解すべきかどうかであるが、この点に関して統一説⁽¹⁶⁾、独立説⁽¹⁷⁾、目的適合説⁽¹⁸⁾の三つの見解がある。この借用概念をその本来の法分野における意義と異なる意義に解した方が、徴収確保の要請や税負担の公平な配分の要請によりよく適合する場合が少なくない。しかしながら法的安定性と予測可能性の観点から、原則として私法上の用語と同義に解すべきである⁽¹⁹⁾とされ、統一説が通説となっている。また、判例においても、本来の法分野におけると同じ意義に解して、概念の統一的理解の立場をとっている。

したがって、租税法上の法人概念については、一般的に民商法といっ

(15) 金子宏『租税法』弘文堂、第8版、117頁以下（平成13年）

(16) 法秩序の一体性と法的安定性を基礎として、借用概念は原則として私法におけると同義に解すべきであるとするもの。

(17) 租税法が借用概念を用いている場合も、それは原則として独自の意義を与えられるべきであるとするもの。

(18) 租税法においても目的論的解釈が妥当するのであって、借用概念の意義は、それを規定している法規の目的との関連において探求すべきであるとするもの。

(19) 金子宏「租税法と私法—借用概念及び租税回避について」租税法学会編、租税法研究、第6号、有斐閣、（1978）、11頁以下

た私法上の概念を借用してこれと同義に解して取り扱われている。

ロ 私法上の法人概念

民法の第二章に「法人の規定が置かれており、私法上、法人とは「一般に自然人以外のものので法律上、権利・義務の主体となることのできるもの」すなわち「権利を有し義務を負う能力を法律上有しているもの」と解されている（民法33条、43条等）。このことから、少なくとも内国法人に関してはその成立において法人格を有する主体であることが必要である。では、外国法人に関しては私法上どう取り扱われるかといえば、民法36条①に「外国法人ハ国、国ノ行政区画及ヒ商事会社ヲ除ク外其成立ヲ認許セス但法律又ハ条約ニ依リテ認許セラレタルモノハ此限ニ在ラス」と規定されており、この場合の認許とは、外国法によって法人格を付与された社団又は財団（すなわち、外国法人）に対して、国内において法人としての活動を承認することとされている。

したがって、原則として、外国の法律に基づいて設立され、その外国の法律の下で法人格が付与された商事会社⁽²⁰⁾が私法上の外国法人である。

ハ 外国法人の定義

租税法上の法人となるかどうかについて、私法（民法及び商法）上の概念をもって判断する借用概念を前提とする以上、我が国の私法上、外国法人として認められれば税務上も外国法人として取り扱うことになる。よって、外国の法律に基づいて設立され、その外国の法律の下で法人格が付与された商事会社である場合には、これを税務上も外国法人として

(20) この場合の商事会社とは、商行為をなすを業とする目的をもって設立された社団をいう（商法52条①）が、京都大学の森本教授は次のように述べられている。「商事会社と民事会社の区別がなされるが、それは商法が商行為概念を基礎に商人概念を定めた沿革的理由による（商法4条②、民法35条参照）。民事会社が商事会社と同様に扱われる今日（商法52条②）、両者を区別する実益はない。」森本・前掲注（8）10頁

取り扱う。

なお、我が国において、租税条約は国内法より優先するため注意を要するが、条約上の相手国の法人に該当するかどうかは、例えば配当軽減税率の適用があるか否かの条約の内容の範囲で影響を及ぼすにすぎない。つまり、国内法(法人税法)上の外国法人に当たるか否かの判断に影響を及ぼすものではないと解されている。

2 信託型

(1) 特定目的信託

法人税法2条29号の2により、資産の流動化に関する法律2条12項に規定する特定目的信託をいい、資産の流動化を行うことを目的とし、かつ、信託契約の締結時点において委託者が有する信託の受益権を分割することにより複数の者に取得させることを目的とするものをいう。

つまり、資産の原保有者が資産の管理・処分・収益分配等を信託会社に委託し、この信託契約(特定目的信託契約)に基づく信託受益権を分割して受益証券として投資者に販売することにより資産の流動化を図る制度である⁽²¹⁾。

当該信託は平成12年の第147回国会(通常国会)に提出された「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律案」(いわゆる「SPC法等改正法」である。)によって創設された。このSPC法等改正法は、投資者から資金を集めて市場で専門家が管理・運用する集団投資の仕組みについて、資金調達者の選択肢を拡大し、投資者に対する多様な商品の提供を可能にしようとするものである。

こうして創設された特定目的信託(流動化型信託)は、特定目的会社が行う「資産の流動化」を「信託スキーム」にも認めようとするものであり、

(21) 稲本護昭「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律について」ジュリスト、1186号、76頁(2000)

平成12年度の税制改正において、法人税法上の「特定信託」に該当するため、その信託財産に係る所得は新たに法人税の課税対象とすることとされた（第3章2節1を参照のこと）。

当該信託は信託会社が引き受けた財産の信託で共同しない多数の委託者の信託を合同して運用するものをいい、合同運用信託や投資信託が金銭の信託であるのに対して、この信託は財産そのものを信託する信託契約であるところが特徴である⁽²²⁾。

(2) 投資信託

法人税法2条27号により、投資信託及び投資法人に関する法律2条3項に規定する投資信託(委託者指図型投資信託及び委託者非指図型投資信託)及び外国投資信託をいう。

委託者指図型投資信託とは、信託財産を委託者の指図に基づいて主として有価証券、不動産その他の特定資産に対する投資として運用することを目的とする信託であって、その受益権を分割して複数の者に取得させることを目的とするものをいう。そして、委託者非指図型投資信託とは、一個の信託契約に基づいて、受託者が複数の委託者との間に締結する信託契約により受け入れた金銭を、合同して、委託者の指図に基づかず主として特定資産に対する投資として運用することを目的とする信託である。

これは、平成12年の第147回通常国会に提出された特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律案により証券投資信託及び証券投資法人に関する法律が改正され(改正後の法律名は「投資信託及び投資法人に関する法律」)、従来、主として有価証券の投資に限られていた資産運用型の信託が改組され、有価証券、不動産、その他の資産を投資対象として運用できる新たなビークルとして、投資信託が創設されたものである。

(3) 証券投資信託

(22) 吉牟田勲「集団投資スキームと法人税課税」税務事例研究、55号、20頁(2000)

法人税法2条28号により、投資信託及び投資法人に関する法律2条4項に規定する証券投資信託及びこれに類する外国投資信託をいう。

つまり、委託者指図型投資信託のうち主として（投資信託財産の総額の二分の一を超える額を）有価証券に対する投資として運用すること（有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引、有価証券店頭指数等先渡取引、有価証券店頭オプション取引又は有価証券店頭指数等スワップ取引を行うことを含む。）を目的とするものである。

（4）合同運用信託

法人税法2条26号により、信託会社が引き受けた金銭信託で、共同しない多数の委託者の信託財産を合同して運用するものをいう。ただし、委託者非指図型投資信託及びこれに類する外国投資信託を除くこととされている。

これは、委託者非指図型投資信託が税法上の合同運用信託にも該当することから、投資信託としての委託者非指図型投資信託を税法上の合同運用信託と区分するために規定されたものである。

運用内容については、安定的な運用を目指して、担保付貸付金と国債が多いが、約款の定めるところにより、貸付金、手形割引、公債、社債、株式、コールローン、コマーシャルペーパー、不動産、信託受益権、預金と多様である。ところが、取引実務上は元本補填特約が付されることが多く、元本割れがないという点では預金に似た経済的機能を果たす面があるが、その収益は定率ではなく、実績配当主義であるという特徴がある⁽²³⁾。

3 組合理

（1）任意組合

(23) 佐藤英明「わが国における投資信託税制の立法論的検討」日本税務研究センター編『金融収益と課税』138頁以下、（日本税務研究センター、日税研論集、第41号、1999）

任意組合とは、民法による組合契約に基づいて、複数の当事者が出資をして、共同事業を営むことをいい、民法667条では「組合契約ハ各当事者カ出資ヲ為シテ共同ノ事業ヲ営ムコトヲ約スルニ因リテ其効力ヲ生ス」と定義されている。

当事者は2名以上であれば何名でもよく、自然人の他、法人、人格のない社団、(通説では)組合も認められている。原則として、組合員が各自組合運営に参加する権限を有し、通常は組合員の過半数により決定するが、組合契約により業務執行組合員を選任することができる⁽²⁴⁾。

組合は法人格を有せず、また、団体としての独立性も比較的弱いのでそれ自体権利義務の主体とならない。各組合員自身又は全員から代理権を与えられた者により行為が行われ、その法律効果は各組合員に帰属する。第三者と組合との法律関係は、一般的には、各組合員と第三者との法律関係として構成される。組合の債務は組合員がその損失分担の割合に応じて直接に債権者に対して責任を負う。各組合員は、分割ではあるが、無限責任を負う。

出資の内容は匿名組合と違い、金銭その他の財産の他、労務も認められており、各組合員の出資その他の組合財産は総組合員の合有とされている。

損益の分配については、組合契約又は特約により損益分配割合を定めることができる。ただし、当事者が損益分配割合を定めなかったときは、その割合は出資割合による。また、利益又は損失についてのみ分配割合を定めているときは、その割合は利益及び損失に共通なものとして推定される。

(2) 匿名組合

匿名組合とは、商法による匿名組合契約に基づいて営業を行う場合の「共同出資による企業形態」の一種であり、商法535条では「匿名組合契約ハ当事者ノ一方カ相手方ノ営業ノ為メニ出資ヲ為シ其営業ヨリ生スル利益ヲ分

(24) 平野嘉秋「パートナーシップ税制の法的構造に関する一考察－日米比較を中心として－」税務大学校論叢、23巻、182頁以下(1993)

配スヘキコトヲ約スルニ因リテ其効力ヲ生ス」と定義されている⁽²⁵⁾。

経済的機能の観点からみると、匿名組合は、社会的地位や職業などの関係から共同企業者として名前を出すことを避けようとする資本所有者（匿名組合員）と、資本を有しなくても経営の才能がある者（営業者）とが協力して共同事業を営むために用いられる企業形態である。したがって、営業者が対外的に事業の主体となり、その責任を負うところに匿名組合の重要な特色が存在する。

匿名組合における当事者は、営業者と匿名組合員の2名の当事者に限られ、任意組合のように3名以上の当事者の存在は認められない。ただし、営業者はその資本力を強化するために、多数の匿名組合員を定型的に同一内容の匿名組合契約で結ぶことができる。しかしながら、この場合には、営業者と各匿名組合員との間に匿名組合員の数だけ匿名組合契約が存在し、匿名組合員相互間には何の法律関係も存在しない。

営業者は法人でも自然人でもよいが、商人でなければならない。これに対し、匿名組合員は法人でも自然人でもよく、また任意組合でもよく、さらに商人でも非商人でもかまわない。

匿名組合員は契約において定めた出資義務を負い、当該義務を匿名組合員が契約上負担する唯一の絶対的義務である。匿名組合における出資は、任意組合のそれと異なり、金員その他の財産の出資のみが許され、労務又は信用を出資の目的とすることを認められない。匿名組合員から営業者に出資された財産の帰属に関する権利義務関係は明確であり、匿名組合員により営業者へ出資された財産は、法的には営業者の単独財産に帰属する。

営業者は、その営業から生ずる利益を分配する義務を負担する。この義務は営業者の負担するもっとも重要な義務であり、匿名組合の絶対要件である。匿名組合員は、出資義務に対応するものとして利益の分配を請求す

(25) さくら総合事務所「新版 SPC&匿名組合の法律・会計税務と評価－投資スキームの実例と実務上の問題点－」清文社、新版、208頁（2000）

ることができる。利益分配割合は契約の定めるところによるが、別段の定めがないときは民法上の組合に関する規定(民法674条①)が類推適用され、各当事者の出資割合に応じて定められるものと解されている。

通常、匿名組合員は損失負担義務も負う。しかし、これは利益分配のように匿名組合の要素ではないから、損失負担義務を負うか否かは契約の定めるところによる。

損失分担に関する別段の定めがないとき、当事者間では共同事業である匿名組合の性質上、通常、分担の定めがあるものと推定すべきであり、分担割合が定められていないときは、利益分配割合と共通なものとして推定される。

(3) 投資事業有限責任組合

投資事業有限責任組合とは、中小企業等（ベンチャー企業）への投資を促進するため「中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成10年法律第90号）」が制定されたことに伴い成立したものであり、中小企業等投資事業有限責任組合契約によって成立する無限責任組合員及び有限責任組合員からなる組合をいう⁽²⁶⁾。同法はベンチャー企業への投資を専門的に行う組合型ファンドとして、従来使われてきた民法上の組合(任意組合)の利点⁽²⁷⁾を生かしながら、その組合の欠点⁽²⁸⁾を補うという、民法上の組合契約の特則を設けたところに特徴がある。

投資事業有限責任組合は民法の組合契約に基礎を置いている。すなわち、

(26) 大井川和彦「中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律について」金融法務事情、No.1518、6頁以下（1998）

(27) 組合自体が納税主体でないこと及び組合の稼得した所得に係る所得分類が投資家へパススルーされるという、税制面でのメリットがある。また、その共同事業的性格からくる組合持分の流動性の低さが長期的視野を求められるベンチャー企業への投資に向いていた。

(28) 組合員(投資家も含む)全員が無限責任である。このため、業務執行組合員による金銭の借入れを禁じることで、実質的に投資家の責任を出資額の範囲に限定しようとした。その結果、多額の資金をあそばせておく必要が生じ、投資効率を悪化させていた。また、情報開示が不十分な状態にあった。

①法人格がないこと、②契約であること、③組合財産が組合員の合有であること、④組合員の持分処分や組合からの脱退が制限されていること等、民法上の任意組合と基本的に同じ性格を有している。

また、投資家である組合員を有限責任とするために、それが第三者に対して予見可能である必要が生じ、組合契約の登記制度が創設された。法人格のない組合契約の登記というのは、我が国の登記制度上初めてのものである。

なお同組合は、全組合員が相互の信頼関係に基づき合有財産を運用しながら共同事業を行うという基本的な性格を民法上の任意組合と同じくしており、税務上も民法上の任意組合と同様の取扱い（法人税法基本通達14-1-1、14-1-2及び所得税基本通達36・37共-19、36・37共-20）が適用される⁽²⁹⁾。

4 国外のSPV

(1) Corporation

米国各州の会社法⁽³⁰⁾の規定により設立された法人は、税法上、普通法人（regular corporation）と小規模会社（small business corporation）の2種類に大別される。普通法人とは米国内国歳入法の第C節の規定が適用されることから、C法人（C corporation）とも呼ばれている。この普通法人はその所有者である株主から法的に分離独立した人格を有する法的主体である。そして、①所有と経営が分離している、②株主は有限責任である、ということが大きな特徴であり、日本の株式会社や有限会社に相当するものである。

(2) S corporation

(29) 法人税関係個別通達（平10.10.21課審4-20、課審3-41）

(30) 米国各州の会社法の規範法として修正模範事業会社法（RMBCA:Revised Model Business Corporation Act）がある。

S corporationとは小規模会社 (small business corporation) のことであり、米国内国歳入法の第S節の規定が適用されることから、S法人 (S corporation) とも呼ばれている。

この小規模会社制度は、事業活動を法人形態で行うのか、又はパートナーシップや個人事業で行うのかといった、単なる法的な組織形態の選択によって生ずる税負担の相違を緩和する目的で設けられた制度である⁽³¹⁾。つまり、会社法上は法人格を有する株式会社であっても、経済的な実態がパートナーシップや個人事業と同程度のものについては、租税の中立性を保つため、パートナーシップと同様に、法人段階の課税をパススルーし、株主の段階でのみ課税を行うという制度である。つまり、法人形式の事業形態である利点 (法律上はcorporationであり、株主が有限責任であること) と、税制上の利点 (法人段階の課税をパススルーすること) を兼ね備えているものといえる。

アメリカ合衆国内で設立された内国 (米国) 法人は非適格法人⁽³²⁾を除き、つぎの要件をすべて満たし、様式2553を法定の提出期限までに内国歳入庁へ提出することで小規模会社を選択することができる。

① 株主数は75人以内であること

ただし、夫婦については、便宜上1人の株主として扱われる (米国内国歳入法1361条(c)(1))。

② 株主は個人、諸財団 (遺産財団、破産財団)、特定信託であること

株主が法人又はパートナーシップである法人はS法人を選択できない。

(31) 伊藤公哉『アメリカ連邦税法 所得概念から法人・パートナーシップ・信託まで』443頁以下 (中央経済社、初版、平成13年)

(32) S法人になることのできない非適格法人 (ineligible corporation) には次のものがある (米国内国歳入法1361条(b)(2))

(1) 貸倒れについて引当金方式を採用している金融機関

(2) 保険会社

(3) プエルトリコ等の法人 (内国歳入法936条の規定による税額控除を用いる法人)

(4) 内国国際販売法人 (DISC) 及び以前に内国国際販売法人であった法人

③ 株主に非居住外国人はいないこと

株主は合衆国市民、合衆国居住者など、合衆国政府に対して基本的に納税申告を要する者でなければならない。

④ 1種類の株式しか発行していないこと

優先株式など、1種類を超える株式を発行している法人はS法人を選択できない。

(3) Partnership

パートナーシップ (partnership) は、その構成員であるパートナー間における特別な合意のない限り、米国各州のパートナーシップ法及び代理法が一般的に適用される。現在では、ルイジアナ州を除くすべての州が、統一パートナーシップ法 (UPA:Uniform Partnership Act)を採択しており、同法によれば、パートナーシップを「2人以上の者により共有されている営利を目的とした事業遂行のための団体」と定義付けている (統一パートナーシップ法6条)。しかし、米国の租税法上では、「シンジケート、グループ、プール、ジョイント・ベンチャー、又はその他の法人格なき社団で、事業活動、金融活動、もしくは投機的活動を直接若しくは間接的にする、法人、信託又は諸財団ではないものをパートナーシップに含む」と、いわば消去法的な方法で定義付けをしている (米国内国歳入法761条(a))。このことから、租税法上のパートナーシップは、各州法上でいうところのパートナーシップよりも広い概念であるといえる⁽³³⁾。

イ General Partnership

ジェネラル・パートナーシップとは、利益を目的に共同所有者として事業を行う無限責任の2名以上のジェネラル・パートナーにより組成される。ジェネラル・パートナーとなる者は、個人、パートナーシップ、会社、その他の団体も認められている⁽³⁴⁾。

(33) 伊藤・前掲注((31))393頁

(34) 平野嘉秋『パートナーシップの法務と税務』13頁以下 (税務研究会出版局、初版、

パートナーは詳細な文書による「パートナーシップ契約」で団体を組織することができるが、口頭でも黙示でも成立する。つまり、公告、登記又は申告は要求されておらず、組成のための公式の手続きを必要としない⁽³⁵⁾。

パートナーシップにおいては、通常、「パートナーシップ契約」において各パートナーに対する損益等の配分割合が決められている。しかしながら、その契約において各パートナーに対する利益等の配分割合が定められていない場合、各パートナーは各パートナーの拠出額及びパートナーシップのすべての債務を支払った後の利益と剰余金について「均等」に分配される。損失について分配割合が定められていない場合、基本的には利益分配割合に応じて負担される。なお、利益、損失のいずれについても定めがない場合、各パートナーに均等に配分されることになる。

ロ Limited Partnership

リミテッド・パートナーシップは、業務を執行し、かつ、人的責任を負う無限責任の1名以上のジェネラル・パートナーと、業務執行に関与しない1名以上の有限責任のリミテッド・パートナーとにより組成される。

リミテッド・パートナーは、現金又は現物で拠出できるが、役務提供による拠出はできないという点においては、我が国の匿名組合における匿名組合員に類似し、さらに、リミテッド・パートナーシップにおけるジェネラル・パートナーとリミテッド・パートナーとの関係は、匿名組合の営業者と匿名組合員の関係に酷似している。しかし、匿名組合が営業者と匿名組合員による当事者間(すなわち2名)の契約であるのに対し、パートナーシップが事業を継続して営む2名以上の団体であり、構成員が限定されていない点において相違している⁽³⁶⁾。

平成6年)

(35) 平野・前掲注((34))16頁

(36) 平野・前掲注((24))37頁以下

リミテッド・パートナーシップを組成する場合、リミテッド・パートナーシップ証明書 (CERTIFICATE OF LIMITED PARTNERSHIP) を州等の管轄事務所に提出することが必要であり、登録されることにより成立が認められる。

リミテッド・パートナーシップにおけるジェネラル・パートナーの損益の配分に関する権利・義務は、基本的にはジェネラル・パートナーシップにおけるジェネラル・パートナーの権利義務と同じである。

リミテッド・パートナーの収益分配請求権についてはジェネラル・パートナーのそれよりも優先する。利益配分割合についてはパートナーシップ契約で定められ、リミテッド・パートナーシップ証明書に別段の記載がない限り、ジェネラル・パートナーシップの場合と異なり、出資割合に応じて決定される。

(4) LLP

LLPとはLimited Liability Partnershipのことであり、あくまでパートナーシップであるが、他のパートナーや法律事務所の従業員の過失から生じた不法行為の連帯責任から同じ法律事務所との関係のないパートナーを解放するため、テキサス州で1991年にパートナーシップ法を改正することにより組成された。LLPは新しい事業形態であるにもかかわらず、現在では、バーモント州及びワイオミング州を除く米国全州、コロンビア特別区で採択されている⁽³⁷⁾。

LLPはジェネラルパートナーシップのパートナーの責任を制限するという画期的なものであるが、その責任の範囲は州によって差があり、他のパートナー、従業員、及び代理人がパートナーシップの通常のビジネスの過程で行う一定の誤った行為に対する責任からのみパートナーを保護するものから、パートナーの責任を全面的に保護するものまでである。しかし、1996

(37) 榊田淳二「アメリカの新しい事業形態～LLC, LLPおよびLLLPの展開～〔下〕」国際商事法務Vol. 26、No. 8、796頁以下 (1998)

年のLLPの改正法によれば、Corporationの株主やLLC（後述(6)）のメンバーと同じく、パートナーの自己の過失、不法な行為、誤り、または不作為から発生するパートナーシップの債務に対しては個人的に責任を有すると規定されている。

LLPのパートナーにLLCのメンバーと同じような有限責任を認める州においては、有限責任に関してはCorporationと近いが、LLPのパートナーにLLCのメンバーと同じような有限責任を認めない州においては、株主に完全な有限責任を認めるCorporationと違い、LLPのパートナーの責任の制限範囲は限られてくる。

リミテッド・パートナーシップと比較してみると、リミテッド・パートナーシップのジェネラルパートナーが無限責任を負うのに対して、LLPのパートナーの責任は、州によって制限の範囲は異なるが、非常に制限されている。また、リミテッド・パートナーシップのリミテッド・パートナーは原則として有限責任であるが、経営に積極的に関与すると無限責任を負わされる。これに対しLLPの場合は経営に関与するかどうかによって、責任の限度が変わるわけではない。LLPは主として弁護士や公認会計士といったプロフェSSIONALが使う形態で、各パートナーは通常経営に積極的に関与するため、プロフェSSIONALはリミテッド・パートナーシップは使わない。

州によっては、州法や州の弁護士規則等で弁護士等がLLCの形態を使うことを禁止している州がある。このような州では、弁護士等が責任の制限を享受するため、LLPを使うといったことも見受けられる。

なお、LLPは各州のLLP法に従って、LLPの選択に必要な決議要件を満たした上で、州当局に登録届出書を提出することにより登録し、毎年登録手数料を支払うことにより、ジェネラルパートナーシップをLLPにすることができる。

(5) LLLP

LLLPPとはLimited Liability Limited Partnershipのことであり、リミテ

ッド・パートナーシップにLimited Liability (有限責任) の性格を付加したものである。リミテッド・パートナーシップは無限責任を負うジェネラル・パートナーと有限責任を負うリミテッド・パートナーからなり、リミテッド・パートナーシップのジェネラル・パートナーはジェネラルパートナーシップのジェネラル・パートナーと責任については同じ状況にある。したがって、リミテッド・パートナーシップのジェネラル・パートナーにLLPの限定有限責任の規定が適用されれば、リミテッド・パートナーシップがLLLPとなる⁽³⁸⁾。

リミテッド・パートナーシップのリミテッド・パートナーはそもそも有限責任であるので、LLLPになることによって責任制限の恩恵を重ねて受ける実益がないように見えるが、リミテッド・パートナーもリミテッド・パートナーシップの経営に関与した場合等は有限責任でなくなるため、LLLPの恩恵を受ける価値がある。

LLLPはリミテッド・パートナーシップにLLPを適用したものであるので、LLLPの選択に必要な決議要件、LLPの登録、登録料等の要件はLLPの場合と同じである。しかし、LLPの場合と異なって、LLLPを明示的に規定していない州が多く、そのような州で他州のLLLPのパートナーの責任の制限がはたして認められるのかというリスクがつきまとう点で、ほとんどすべての州で他州LLPを明示的に承認しているLLPとは大きな違いがある。

(6) LLC

LLCとはLimited Liability Company (有限責任会社) のことであり、出資者がすべて有限責任である法人の利点とパートナーシップ課税(LLCは納税主体とならず、出資者のみに課税され、パススルーとなる) を選択⁽³⁹⁾できる税務上の利点とを兼ね備えたものである。

(38) 梶田・前掲注((37))801頁以下

(39) LLCの出資者(メンバー)は納税申告を行う際に、チェック・ザ・ボックス規則により、Corporationとしての課税かパートナーシップとしての課税を選択できる。

LLCは米国各州のLLC法によって組成され、各州により違いはあるが、1994年には統一LLC法⁽⁴⁰⁾が制定された。統一LLC法には次のように規定されている。

LLCは定款 (Articles of Organization) を州の州務長官 (Secretary of State) に提出することによって設立される⁽⁴¹⁾。1人でLLCを設立することができるし、LLCは1人又はそれ以上のメンバー⁽⁴²⁾ (出資者) を有することができる。メンバーの資格者は、①自然人 (米国人、居住外国人、非居住外国人)、②法人 (外国法人を含む)、③パートナーシップ (外国のパートナーシップを含む)、④他のLLC、⑤信託 (trust)、⑥遺産財団 (estate)、⑦その他の社団 (association) とされている⁽⁴³⁾。

LLCをメンバーが経営する場合 (member-managed) には、メンバーがLLCに法的効果を及ぼす代理権限を有する。しかし、メンバーではない経営者 (Manager) に経営を委ねるLLCの場合 (manager-managed) には、LLCを拘束する権限を有しないで、経営者だけが代理権を有する。しかし、経営者がLLCを経営することによって、メンバーがLLCの実際の経営に参加することを妨げられるわけではない。この点で比較すると、リミテッド・パートナーがリミテッド・パートナーシップの経営に積極的に参加すると、無限責任を負わされるのに対して、LLCのメンバーはあくまで有限責任である。

統一LLC法は、利益及び損失の配分に関するルールを明示的に規定していない。しかし、メンバーに分配がなされる場合、運営契約に特に別段の規

(40) 統一LLC法は非常に柔軟性のある法律であり、契約に規定がない場合のルールを定めている。したがって、運営契約 (Operating Agreement) や定款 (Articles of Organization) で自由に、統一LLC法とは違った規定をすることができる。

(41) 梶田淳二「アメリカの新しい事業形態～LLC, LLPおよびLLLLPの展開～〔上〕」国際商事法務Vol. 26、No. 7、688頁以下 (1998)

(42) パートナーシップへの出資者がパートナー (Partner) といわれているのに対して、LLCへの出資者はメンバー (Member) という。

(43) 秋元秀仁「米国LLCを巡る我が国課税上の問題—法人概念の再検討と外国税額控除及びタックスヘイブン税制の適否を中心に—」平成10年度税務大学校研究科論文集、8頁

定がない場合には、メンバーの頭数により平等に分配され、分配はメンバー全員の同意がある場合にもみなされる旨規定されている。

なお、他州で設立されたLLCは事業を行おうとする州の当局に営業許可証(Certificate of Authority)の申請書を提出すれば、その州で事業を行うことができ、設立州のLLC法がLLCの設立、内部事項、経営者及びメンバー等の責任の準拠法となる。

(7) RIC

RICとはRegulated Investment Company(適格投資会社)のことである。これは1940年に、株式等の有価証券を主たる投資対象とする証券投資信託(ミューチュアル・ファンド)のうち、次の要件を満たすものを米国内国歳入法上、適格投資会社と位置付け、金融証券市場の育成のために、実質的に法人所得税の課税を排除したものである⁽⁴⁴⁾。

- ① 内国(米国)法人であること(米国内国歳入法851条(a))
- ② 総収入の90%以上が配当金、利息、有価証券の売却益で構成されていること(米国内国歳入法851条(b)(2))
- ③ 各四半期終了後における総資産の50%以上が、現金預金、金銭債権、公債、他の適格投資会社株式及び一般法人の有価証券(ただし、ベンチャー・ファンドを除き1社当たり総資産の5%以下であり、その法人の持分の10%を超えてはならない)等で構成されていること(米国内国歳入法851条(b)(3))
- ④ 各四半期終了時における総資産の25%以上が1法人への投資に集中していないこと(米国内国歳入法851条(b)(3))

このミューチュアル・ファンドに対しては投資会社法という名称の法律が適用されるが、「投資会社」とは「幅広い集団投資スキームの取り決め、Arrangement」を意味しており、株式会社(Corporation)だけで

(44) 須田徹『アメリカの税法—連邦税・州税のすべて—』319頁(中央経済社、改定六版、平成10年)

なく、事業信託 (Business Trust) の形態も多いほか、リミテッド・パートナーシップも使われている⁽⁴⁵⁾。

(8) REIT

REITとはReal Estate Investment Trust (不動産投資信託) のことである。REITは事業信託 (Business Trust) として設立されるが、事業信託は税務上、法人として扱われ、二重課税が生じることから、1960年に不動産を投資対象とする不動産投資信託についても、税務上一定の要件を満たした不動産投資信託 (REIT) についてはRICの規定が準用され、実質的に法人所得税の課税を排除できることとしたものである。さらに、1976年には、不動産投資信託の形態について、従来の事業信託のみならず、株式会社 (法人) についても、内国歳入法上の不動産投資信託として扱われるようになり、現在に至っている。そこで、不動産投資信託の大多数は、「信託」という旧来の名称がついているが、比較的法律が整備されていることを理由に、株式会社形態で設立されているのが実態である⁽⁴⁶⁾。

REITには①モーゲージ(不動産担保貸付)に投資するモーゲージ・リート、②不動産物件に直接投資するエクイティ・リート、③モーゲージ、不動産物件の双方に投資するハイブリット・リートの3種類があるが、②のエクイティ・リートが一般的である。

REITは税務面での恩恵を除けば、他の公開企業と同じといえる。REITは株式を発行し、時には普通株式の他、優先株式、転換社債を発行することもある。また、ニューヨーク証券取引所、ナスダック等に上場されるもする。さらに、取締役会が置かれ、役員の大半はREIT自体のための仕事をしてはならず、専らREIT株主の利益を確保することについて責任を負っている⁽⁴⁷⁾。

(45) 田邊昇「日本の投資信託の発展と租税政策～その国際比較からみた課題と今後の方向～」FUND MANAGEMENT、1996年冬季号、27頁以下

(46) 伊藤・前掲注((31))482頁以下

(47) ジョンA. マラニー (財民間都市開発推進機構REIT研究会訳) 『REIT—不動産投資信託の実務—』10頁 (金融財政事情研究会、平成11年)

なお、税務上の一定の要件とは次のとおりである。

a. 組織の種類

まず、不動産投資信託となり得る組織は、以下の条件を満たした法人（株式会社）、信託又は社団（association）でなければならない（米国内国歳入法856条(a)）。

- ① 1人以上の受託者又は取締役により経営されていること
- ② その持分は、譲渡可能な株券又は受益証券上に表章されていること
- ③ 課税上、内国（米国）法人であること
- ④ 金融機関、保険会社ではないこと
- ⑤ その持分は、100名以上の者により保有されていること（つまり、株主等の所有者が100名以上いること）
- ⑥ 5人以下の個人株主により、株式の50%超が（直接又は間接に）所有されていないこと（米国内国歳入法856条(h)、542条(a)(2)を準用、ただし法544条(a)(1)の規定あり）。よって、人的所有会社⁽⁴⁸⁾は不可である（財務省規則1.856-1(b)(7)）。
- ⑦ 総所得等の条件（後述）を満たしていること

b. 総所得等の条件

不動産投資信託は、以下の条件を満たさなければならない（米国内国歳入法856条(c)）。

- ① 不動産投資信託としての選択を、当該年度又は前年度に書面により行い、提出すること
- ② 総所得の95%以上が、配当所得、利子所得、不動産賃貸所得、株式等有価証券及び不動産（不動産持分を含む）の処分利得などから構成

(48) 人的所有会社（PHC:Personal Holding Company）とは、富裕資産家が、自身で直接に資産を所有するのではなく、法人という器に移転して間接的に所有することで、資産から生じる所得にかかる課税を軽減しようとする。その器に使う法人のことである。詳しくは次の箇所を参照のこと。

伊藤・前掲注(31)364頁以下

されていること

- ③ 総所得の75%以上が、不動産賃貸所得、不動産（不動産持分を含む）の譲渡抵当により担保されている債権から生じた利子所得、不動産（不動産持分を含む）の処分利得などから構成されていること
- ④ 課税年度中の各四半期末の時点において、総資産の75%以上が不動産、現金及び現金項目（通常の業務に関連する前払保険料や前払諸税など）、政府証券（国債など）であること。また、有価証券が総資産の25%を超えていないこと

c. 不動産投資信託の適格要件

不動産投資信託は、各課税年度について、資本純利得を除く（支払配当控除前）課税所得の95%以上を、（支払配当控除の対象となる）配当として分配しなければならない（米国内国歳入法857条(a)）。

第3章 SPVに対する現行税制の取扱い

第1節 法人形態

1 株式会社・有限会社

(1) 主体に対する課税

法人税法4条1項により納税義務者とされ、法人税が課税される。そして、その課税範囲も、無制限納税義務者として、全世界所得に対して課税される。

なお、課税の導管性はなく、法人税法5条により各事業年度の所得に対して法人税が課税される。

(2) 外国税額控除

次のとおり、直接外国税額控除及び間接外国税額控除の適用がある。

株式会社・有限会社の内国法人が自らの国外所得に対して、納税義務者となるか又は源泉徴収されることにより、直接納付した外国法人税について税額控除を受けることができる（法人税法69条1項）。

また、外国の子会社（25%以上の株式を所有⁽¹⁾）から内国法人が配当を受けた場合、その外国子会社が納付した外国法人税のうち、内国法人が受ける配当に対応する部分の金額について税額控除を受けることができる（法人税法69条7項）。この制度は、外国子会社とその配当年度において外国孫会社が支払った外国法人税のうち、外国子会社が受け取った配当に対応する部分の金額を外国子会社が支払ったものとみなし、これを含めたところで間接税額控除の対象となる外国子会社の外国法人税額を計算する（法人税法69条9項）。

(1) 法人税法69条7項による外国子会社となる持株要件は25%以上であるが、租税条約により、例えば米国、オーストラリアは10%以上であり、フランスは15%以上となっているので注意を要する。

(3) 出資者（日本法人）に対する課税関係

主体からの配当については益金に算入され、法人税が課税されるが、法人税法23条で受取配当等の益金不算入の規定により、その範囲内⁽²⁾で、二重課税が排除される。

2 特定目的会社⁽³⁾

(1) 主体に対する課税

法人税法4条1項により納税義務者とされ、法人税が課税される。そして、その課税範囲も、無制限納税義務者として、全世界所得に対して課税される。

(2) 課税の導管性

資産流動化法の特定目的会社のうち一定の要件⁽⁴⁾を満たすものが利益の

(2) 特定株式等に係る配当等の額は100%益金不算入の対象となっているが、特定株式等以外の株式等に係る配当等の額については、益金不算入とされる額はその80%であり、平成14年度改正では50%となる予定である。

(3) 内国法人である特定目的会社（普通法人に属する）を指しており、ケイマンSPCに代表されるSPCは、外国法人である。

(4) 租税特別措置法67条の14及び租税特別措置法施行令39条の32の2の概要次に掲げるすべての要件をみたすもの

(1) 資産流動化法8条1項の特定目的会社名簿に登録された特定目的会社であること。

(2) 次のいずれかに該当するものであること。

イ その発行（当該発行に係る証券取引法2条3項に規定する有価証券の募集が、同項に規定する勧誘であって同項1号に掲げる場合に該当するものに限る。）をした特定社債券（すなわち、50名以上の者を相手方として取得の申込みの勧誘を行った特定社債券）の発行価額の総額が1億円以上であるもの

ロ その発行をした特定社債券が適格機関投資家のみによって引き受けられたもの

ハ その発行をした優先出資証券が50人以上の者によって引き受けられたもの

ニ その発行をした優先出資証券が適格機関投資家のみによって引き受けられたもの

ホ その発行をした特定社債券及び優先出資証券に係るそれぞれの募集が主

90%超を配当した場合には、その配当の額については、損金の額に算入される（租税特別措置法67条の14 1項）。この措置によって、特定目的会社がエクイティ型の証券を発行することによって資産の証券化を図った場合にも、デット型の場合とほぼ同様の課税上の取扱いとなる。すなわち、法人格が与えられている以上、法人税法22条5項により利益の配当は損金に算入されないが、特定目的会社が名実ともに導管的な存在であると認められる場合には、特例として利益配当を損金に算入し、利益配当に対する法人段階での実質的な課税を行わないこととしたものである。

（3）外国税額控除の計算の特例

特定目的会社については、支払配当を損金の額に算入することにより、課税上導管的な取扱いをすることとされているが、特定目的会社それ自身が法人税の課税主体であることから当該特定目的会社が直接外国で課された租税に係る国際的な二重課税の排除は、特定目的会社の段階で行うこととされている。外国税額控除の計算の基礎となる当期の所得の金額は、利益の配当の損金の算入をする前の所得の金額とされている（租税特別措置法67条の14 2項）。これは、配当損金算入後の金額で外国税額控除の限度額を計算することとすると控除限度額が過小となることから、一般法人の場合と同様の限度額となるように調整を行う趣旨によるものである。

特定目的会社に係る外国税額控除の適用については、特定目的会社の主体の性質上、直接外国税額控除のみの適用を予定したものであったが、平成12年の資産流動化法の改正により、従来の流動化対象資産である①不動産、②指名金銭債権及び③これらのものを信託する信託受益権が「財産権一般」に拡大され、特定目的会社が外国法人の株式等を保有することも可能となり、この場合、間接外国税額控除の適否が問題となった。間接外国

として国内（発行価額の総額に占める国内募集の発行価額の割合が50%を超えるもの）において行われるものであること

へ 営業年度等が1年を超えないものであること

税額控除は企業の海外進出における支店形態と現地法人形態とのバランスを図るための制度であることから、資産の流動化を目的とした導管的存在にすぎない特定目的会社の主体の性質を踏まえ、平成12年度の税制改正においてこれを適用しないこととされている（租税特別措置法67条の14 2項）⁽⁵⁾。

(4) 受取配当等の益金不算入の不適用

特定目的会社が受け取る配当等の額については、法人税法23条の受取配当等の益金不算入の規定は適用されない（租税特別措置法67条の14 2項）。これは一定の要件を満たした特定目的会社については、支払配当の損金算入が認められることから、実質的に二重課税が生じないことによるものである。

(5) 法人が受ける受取配当等の益金不算入の不適用

法人が特定目的会社から受ける利益の配当の額は、受取配当等の益金不算入の規定（法人税法23条1項、93条2項）に規定する配当等の額に該当しないものとみなされ、受取配当等の益金不算入の規定が適用されないこととなっている（租税特別措置法67条の14 4項）。これは、特定目的会社が支払う利益の配当の額は、一定の要件の下で損金の額に算入することとされていることから、出資者が受ける利益の配当の額については、実質的に二重課税が生じないことによるものである。

3 投資法人⁽⁶⁾

(1) 主体に対する課税

法人税法4条1項により納税義務者とされ、法人税が課税される。そして、その課税範囲も、無制限納税義務者として、全世界所得に対して課税

(5) 武田昌輔ほか編『DHC会社税務積義』第一法規出版、第6巻、3763の56頁

(6) 内国法人である投資法人（普通法人に属する）を指しており、国外の会社型投資信託は、外国法人である。

される。

(2) 課税の導管性

特定目的会社と同様に、投資信託法に規定する投資法人のうち一定の要件⁷⁾を満たすものが利益の90%超を配当した場合には、その配当の額については、損金の額に算入される(租税特別措置法67条の15 1項)。すなわち、法人格が与えられている以上、法人税法22条5項により利益の配当は損金に算入されないが、投資法人が名実ともに導管的な存在であると認められる場合には、特例として利益配当を損金に算入し、利益配当に対する法人段階での実質的な課税を行わないこととしたものである。

(3) 外国税額控除の計算の特例

投資法人については、支払配当を損金の額に算入することにより、課税上導管的な取扱いをすることとされているが、投資法人それ自身が法人税の課税主体であることから当該投資法人が直接外国で課された租税に係る国際的な二重課税の排除は、投資法人の段階で行うこととされている。外国税額控除の計算の基礎となる当期の所得の金額は、利益の配当の損金の算入をする前の所得の金額とされている(租税特別措置法67条の15 3項)。これは、支払配当損金算入後の金額で外国税額控除の限度額を計算するこ

(7) 租税特別措置法67条の15及び租税特別措置法施行令39条の32の3の概要

次に掲げるすべての要件をみたすもの

- (1) 投資信託法第187条の登録を受けているものであること。
- (2) 次のいずれかに該当するものであること。
 - イ その設立に際して発行(当該発行に係る証券取引法2条3項に規定する有価証券の募集が、同項に規定する勧誘であって同項1号に掲げる場合に該当するものに限る。)をした投資口(投資法人法2条21項に規定する投資口をいう。)の発行価額の総額が1億円以上であるもの
 - ロ 当該事業年度終了の時において、その発行済投資口が50人以上の者によって所有されているもの又は証券取引法2条3項1号に規定する適格機関投資家のみによって所有されているもの
 - ハ その投資口にかかる募集が主として国内(発行価額の総額に占める国内募集の発行価額の割合が50%を超えるもの)において行われるものであること
 - ニ 営業年度等が1年を超えないものであること

とすると控除限度額が過小となることから、一般法人の場合と同様の限度額となるように調整を行う趣旨によるものである。

なお、資金の投資運用を目的とした導管的な存在にすぎない投資法人の本質を踏まえ、企業の海外進出における支店形態と現地法人形態とのバランスを図るために認められている間接外国税額控除については、これを適用しないこととされている（租税特別措置法67条の15 3項）⁽⁸⁾。

(4) 受取配当等の益金不算入の不適用

投資法人が受け取る配当等の額については、法人税法23条の受取配当等の益金不算入の規定は適用されない（租税特別措置法67条の15 3項）。これは一定の要件を満たした投資法人については、支払配当の損金算入が認められることから、実質的に二重課税が生じないことによるものである。

(5) 法人が受ける受取配当等の益金不算入の不適用

法人が投資法人から受ける利益の配当の額は、受取配当等の益金不算入の規定（法人税法23条1項、93条2項）に規定する配当等の額に該当しないものとみなされ、受取配当等の益金不算入の規定が適用されないこととなっている（租税特別措置法67条の15 5項）。これは、投資法人が支払う利益の配当の額は、一定の要件の下で損金の額に算入することとされていることから、出資者が受ける利益の配当の額については、実質的に二重課税が生じないことによるものである。

4 外国法人

(1) 主体に対する課税

法人税法4条2項により、法人税法138条に規定する国内源泉所得を有するときは納税義務者とされ、法人税が課税される。そして、その課税範囲は法人税法141条により、各事業年度の所得のうち国内源泉所得に係る所得に対してのみ法人税が課税される。なお、課税の導管性はない。

(8) 国税庁『改正税法のあらまし』357頁(平成12年)

(2) 出資者（日本法人）に対する課税関係

日本においては受取配当金（外国での源泉所得税額を含む）に対して法人税が課税される。

日本法人への配当支払時に外国で徴収された源泉所得税は日本法人で外国税額控除（直接控除）ができ、外国子会社⁽⁹⁾（法人税法69条7項）から日本法人（親会社）へ配当があった場合には、外国子会社又は外国孫会社が支払った外国法人税のうち一定の額は日本法人で外国税額控除（間接控除）ができる（法人税法69条1項、7項、9項）。

なお、受取配当等の益金不算入の規定については、国内における二重課税の排除のために設けられたものであるため、外国法人からの配当については当該規定の適用はない。

第2節 信託形態

1 特定目的信託

(1) 主体に対する課税

法人税法上の構成としては、第1編（総則）の第3章（課税所得等の範囲）で、特定信託の受託者である内国法人に対しては各特定信託の各計算期間の所得に対する法人税を課することとされ（法人税法7条の2）、更に、第2編（内国法人の納税義務）に「第1章の2（特定信託の各計算期間の所得に対する法人税）」が新設され、その課税標準、税額の計算、申告、納付等に関する事項が定められている。更に、租税特別措置法においては、特定信託に関する課税の特例措置が定められている。

これは、特定目的信託の主体が有する機能と特定目的会社の主体が有する機能の類似性及び投資信託の主体が有する機能と投資法人の主体が有する機能の類似性に着目し、同様の機能を有する主体には同様の課税を行う

(9) 前掲注(1)参照

とする課税のバランス等に鑑み、これらの信託のうち一定のもの（特定信託⁽¹⁰⁾）については、特定目的会社及び投資法人と同様、原則として法人税の課税対象とするのが相当であるとの考えから、これらの信託の信託財産を所有する者である受託者（信託会社）に対して法人税を課すこととしたものである。

また、特定目的信託は、受益者課税の原則の適用されない信託（法人税法12条1項のただし書信託）とされ、その収入及び支出は信託会社の収入及び支出でないものとみなすこととされている（法人税法12条3項）。

（2）課税の導管性

特定目的会社及び投資法人と同様、その特定目的信託の受託者が当該利益を投資家に対し毎期、相当額の分配（分配可能所得の90%超の分配）を行う等一定の要件⁽¹¹⁾を満たしており、特定目的信託が名実ともに導管的な

(10) 特定信託 次に掲げる信託をいう（法人税法2条29号の3）。

(1) 投資信託及び投資法人に関する法律（以下この号において「投資信託法」という。）2条3項に規定する投資信託のうち、次に掲げる信託以外のもの

イ 投資信託法2条4項に規定する証券投資信託

ロ その投資信託の受益証券の発行に係る募集が、投資信託法2条13項に規定する公募により行われ、かつ、主として国内（発行価額の総額に占める国内募集の発行価額の割合が50%を超えるもの）において行われるもの（イに掲げる証券投資信託を除く。）

(2) 特定目的信託

(11) 租税特別措置法68条の3の3及び租税特別措置法施行令39条の35の3の概要
次に掲げるすべての要件

(1) 資産の流動化に関する法律164条1項の規定による届出が行われているものであること。

(2) 次のいずれかに該当するものであること。

イ その発行（当該発行に係る証券取引法2条3項に規定する有価証券の募集が同条3項に規定する勧誘であって同項1号に掲げる場合に該当するものに限る。）をした受益証券（すなわち、50名以上者を相手方として取得の申し込みの勧誘を行ったもの）の発行価額の総額が1億円以上であるもの

ロ その発行者の発行に係る受益証券が50人以上の者によって引き受けられたもの

ハ その発行者の発行に係る受益証券が証券取引法2条3項1号に規定する適格

存在であると認められる場合には、特例として利益の分配を損金に算入し、利益の分配に対する主体段階での実質的な課税を行わないこととしたものである（租税特別措置法68条の3の3 1項）。

(3) 外国税額控除の計算の特例

内国法人に係る外国税額控除と同様に、特定目的信託の受託者である内国法人（信託会社）が特定目的信託の信託財産につき当該特定目的信託の各計算期間において外国法人税を納付することとなる場合についても外国税額控除が認められている（法人税法82条の7）。これは、納税義務者は信託会社となっているが、特定目的信託に係る所得に対して法人税が課税されることによる。

ただし、直接外国税額控除のみが認められ、間接外国税額控除は認められていない。間接外国税額控除は企業の海外進出における支店形態と現地法人形態とのバランスを図るための制度であることから、資産の流動化を目的とした導管的存在にすぎない特定目的会社の主体の性質を踏まえ、これを適用しないこととされている⁽¹²⁾。

なお、外国税額控除の計算の基礎となる当期の所得の金額は、利益の分

機関投資家のみによって引き受けられたもの

- (3) その発行者の発行に係る受益証券の募集が主として国内（発行価額の総額に占める国内募集の発行価額の割合が50%を超えるもの）において行われるもの
 - (4) 営業年度等が1年を越えないものであること
 - (5) 当該計算期間終了の時に於いて同族特定信託（法人税法2条29号の3に規定する特定信託のうち、受益権を有する者の3人以下並びにこれらと政令で定める特殊の関係のある個人及び法人が有する受益権のその特定信託に係るすべての受益権に対する割合が50%以上であるもの）に該当していないこと。
 - (6) 当該計算期間に係る利益の分配の額が当該計算期間の分配可能所得の金額の90%を超えていること
 - (7) 特定目的信託の受託者（資産流動化法2条15項に規定する受託信託会社等）が信託事務を処理するために資金の借入れを行っている場合におけるその借入れが、適格機関投資家からのものであること
- (12) 高岸秀俊「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部改正に伴う税制上の措置」税務弘報、vol148No.8、164頁

配の損金の算入をする前の所得の金額とされている（租税特別措置法68条の3の3 3項）。これは、配当損金算入後の金額で外国税額控除の限度額を計算することとすると控除限度額が過小となることから、一般法人の場合と同様の限度額となるように調整を行う趣旨によるものである。

（4）受取配当等の益金不算入の不適用

特定目的信託が受け取る配当等の額については、法人税法23条の受取配当等の益金不算入の規定は適用されない（租税特別措置法68条の3の3 2項）。

これは、一定の要件を満たした特定目的信託については、支払配当の損金算入が認められることから、実質的に二重課税が生じないことによるものである。

（5）法人が受ける受取配当等の益金不算入の不適用

法人が特定目的信託から受ける利益の分配の額は、受取配当等の益金不算入の規定（法人税法23条1項、93条2項）に規定する配当等の額に該当しないものとみなされ、受取配当等の益金不算入の規定が適用されないこととなっている（租税特別措置法68条の3の3 10項）。これは、特定目的信託が支払う利益の分配の額は、一定の要件の下で損金の額に算入することとされていることから、出資者が受ける利益の分配の額については、実質的に二重課税が生じないことによるものである。

2 投資信託

（1）主体に対する課税

投資信託のうち、特定信託に該当するもの（以下「特定投資信託⁽¹³⁾」と

(13) 特定投資信託とは法人税法2条29号の3イに掲げる信託をいう（租税特別措置法68条の3の4 1項）。

投資信託及び投資法人に関する法律（以下この号において「投資信託法」という。）2条3項に規定する投資信託のうち、次に掲げる信託以外のもの（法人税法2条29号の3イ）

いう。)と、該当しないものでは、課税の取扱いが異なっている。

すなわち、特定信託に該当しない投資信託は主体段階での課税はパスルーされ、投資家段階でのみ課税される。そして、特定信託に該当する特定投資信託については特定目的信託と同様に、次のとおりとなっている。

法人税法上の構成としては、第1編（総則）の第3章（課税所得等の範囲）で、特定信託の受託者である内国法人に対しては各特定信託の各計算期間の所得に対する法人税を課することとされ（法人税法7条の2）、更に、第2編（内国法人の納税義務）に「第1章の2（特定信託の各計算期間の所得に対する法人税）」が新設され、その課税標準、税額の計算、申告、納付等に関する事項が定められている。更に、租税特別措置法においては、特定投資信託に関する課税の特例措置が定められている。

これは、投資信託の主体が有する機能と投資法人の主体が有する機能の類似性に着目し、同様の機能を有する主体には同様の課税を行うとする課税のバランス等に鑑み、これらの信託のうち一定のもの（特定投資信託）については、投資法人と同様、原則として法人税の課税対象とするのが相当であるとの考えから、これらの信託の信託財産を有する者である受託者（信託会社）に対して法人税を課すこととしたものである。

また、投資信託は、受益者課税の原則の適用されない信託（法人税法12条1項ただし書信託）とされ、その収入及び支出は信託会社の収入及び支出でないものとみなすこととされている（法人税法12条2項、3項）。

（2）課税の導管性

特定信託に該当しない投資信託については完全な導管体であり、主体段階での課税はパスルーされ、投資家段階でのみ課税される。

-
- (1) 投資信託法2条4項に規定する証券投資信託
 - (2) その投資信託の受益証券の発行に係る募集が、投資信託法2条13項に規定する公募により行われ、かつ、主として国内（発行価額の総額に占める国内募集の発行価額の割合が50%を超えるもの）において行われるもの（(1)に掲げる証券投資信託を除く。）

一方、特定目的会社、投資法人及び特定目的信託と同様、その特定投資信託の受託者が当該収益を投資家に対し毎期、相当額の分配（分配可能所得の90%超の分配）を行う等一定の要件⁽¹⁴⁾を満たしており、特定投資信託が名実ともに導管的な存在であると認められる場合には、特例として収益の分配を損金に算入し、収益の分配に対する主体段階での実質的な課税を行わないこととしたものである（租税特別措置法68条の3の4 1項）。

(3) 外国税額控除の計算の特例

投資信託のうち、特定信託に該当しないものは主体段階での課税はパススルーされ、投資家段階でのみ課税されるため、外国税額控除の規定は適用されない。一方、特定投資信託については特定目的信託と同様、次のとおりとなっている。

内国法人に係る外国税額控除と同様に、特定投資信託の受託者である内国法人（信託会社）が特定投資信託の信託財産につき当該特定投資信託の

(14) 租税特別措置法68条の3の4及び租税特別措置法施行令39条の35の4の概要 次に掲げるすべての要件

- (1) 投資信託及び投資法人に関する法律26条1項又は49条の4 1項の規定による届出が行われているものであること
- (2) その受益証券の発行に係る募集が投資信託法2条14項に規定する適格機関投資家私募により行われるもの
- (3) その発行者の発行に係る受益証券の募集が主として国内（発行価額の総額に占める国内募集の発行価額の割合が50%を超えるもの）において行われるもの
- (4) 営業年度等が1年を越えないものであること
- (5) 当該計算期間終了の時に於いて同族特定信託（法人税法2条29号の3に規定する特定信託のうち、受益権を有する者の3人以下並びにこれらと政令で定める特殊の関係のある個人及び法人が有する受益権のその特定信託に係るすべての受益権に対する割合が50%以上であるもの）に該当していないこと。
- (6) 当該計算期間に係る収益の分配の額が当該計算期間の分配可能所得の金額の90%を超えていること
- (7) 特定投資信託の信託財産に同一の法人の発行済株式の総数又は出資金額の50%以上に相当する数又は金額の株式又は出資が含まれていないこと
- (8) 特定投資信託の受託者（投資信託法4条に規定する信託会社等）が特定投資信託に必要な資金の借入れを行っている場合におけるその借入れが、適格機関投資家からのものであること

各計算期間において外国法人税を納付することとなる場合についても外国税額控除が認められている（法人税法82条の7）。これは、納税義務者は信託会社となっているが、特定投資信託に係る所得に対して法人税が課税されることによる。

ただし、直接外国税額控除のみが認められ、間接外国税額控除は認められていない。間接外国税額控除は企業の海外進出における支店形態と現地法人形態とのバランスを図るための制度であることから、資産の運用を目的とした導管的存在にすぎない特定投資信託の主体の性質を踏まえ、これを適用しないこととされている。

なお、外国税額控除の計算の基礎となる当期の所得の金額は、収益の分配の損金の算入をする前の所得の金額とされている（租税特別措置法68条の3の4 3項）。これは、配当損金算入後の金額で外国税額控除の限度額を計算することとすると控除限度額が過小となることから、一般法人の場合と同様の限度額となるように調整を行う趣旨によるものである。

（4）受取配当等の益金不算入の不適用

投資信託のうち、特定信託に該当しないものは主体段階での課税はパススルーされ、投資家段階でのみ課税されるため、受取配当等の益金不算入の規定は適用されない。

一方、特定投資信託が受け取る配当等の額についても、法人税法23条の受取配当等の益金不算入の規定は適用されない（租税特別措置法68条の3の4 2項）。これは、一定の要件を満たした特定投資信託については、支払配当の損金算入が認められることから、実質的に二重課税が生じないことによるものである。

（5）法人が受ける受取配当等の益金不算入の不適用

法人が特定投資信託から受ける収益の分配の額は、受取配当等の益金不算入の規定（法人税法23条1項、93条2項）に規定する配当等の額に該当しないものとみなされ、受取配当等の益金不算入の規定が適用されないこととなっている（租税特別措置法68条の3の4 10項）。これは、特定投資

信託が支払う収益の分配の額は、一定の要件の下で損金の額に算入することとされていることから、出資者が受ける収益の分配の額については、実質的に二重課税が生じないことによるものである。

3 合同運用信託・証券投資信託

(1) 主体に対する課税

合同運用信託及び証券投資信託は法人格がなく、特定信託にも該当しないため、主体に対する法人税課税は行われない。

つまり、主体段階での課税はパススルーされ、投資家段階でのみ課税される。

(2) 課税の導管性

信託財産から生ずる収益は、受益者が特定している場合には受益者に、特定していない場合には、委託者に課税される⁽¹⁵⁾ (法人税法12条1項本文)。ただし、この原則的課税方式は、一定範囲の信託については適用しないこととされている (法人税法12条1項ただし書)。これらの信託は、「ただし書信託」と呼ばれるが、ただし書信託として列挙されてきたのは、いわゆる集団的な信託である。信託が集団的な投資スキームに利用される場合には、受益者たる投資家の数が多数に上るため、信託収益をその実現の段階で受益者に帰属させて課税することは、実務問題として困難である。そのため、原則課税方式の適用が排除されているのである。他方、これらの信託の収益を、法律的帰属に即して受託者たる信託会社の所得として課税することも適当でない。そのため、法人税法は、ただし書信託の収益は信託会社の収益ではないものとみなす旨を定めている (法人税法12条2項、3項)。これらの結果、ただし書信託のうち特定信託に該当しない合同運用信託及び証券投資信託は、それ自身が稼得した所得が、収益計算期間が満了して受益者に分配されるまで、誰にも属さず、完全な導管性がある。

(15) 金子宏「租税法」弘文堂、第八版、314頁以下 (2001)

(3) 出資者（日本法人）に対する課税関係

イ 受取配当等の益金不算入

公社債投資信託以外の証券投資信託については受取配当等の益金不算入の規定が適用される（法人税法23条1項3号）。ただし、その収益の分配金の中には、株式等の配当金が含まれていることはもちろんのこと、債権、有価証券等の売買に伴う譲渡益が含まれている。本来はその内容を区分して、株式等の配当金に相当する部分についてのみ益金不算入の規定を適用すべきであるが、計算が複雑で、実務上困難であるため、概算的に分配額の2分の1相当額を益金不算入の対象額としている（法人税法施行令19条の3 1項）。また、この規定は国内における二重課税の排除のために設けられたものであるため、外貨建等証券投資信託については外貨建て証券等への投資許容割合により益金不算入の対象額が異なる（法人税法施行令19条の3 1項、2項、法人税法施行規則8条の4）。

なお、公社債投資信託及び合同運用信託からの分配金は配当とされていないため、当該規定の適用はない。

ロ 外国税額控除

外国税額控除とは内国法人が外国法人税を納付することとなる場合に適用がある規定であるため、内国法人ではなく、納税主体ではない合同運用信託及び証券投資信託には適用がない。その上、任意組合のように投資家段階でも外国税額控除ができない。しかしながら、所得税法176条2項により、SPVから投資家へ配当を支払う際の源泉所得税からSPVの段階で支払った外国所得税を差し引くことができる。この特別な規定は、本来、外国税額控除できない投資家に実質的に外国税額控除と同様の効果を源泉所得税の枠内でおこなっているものである（詳しくは第4章3節1を参照のこと）。

第3節 組合形態

1 任意組合

(1) 主体に対する課税

任意組合には法人格がなく、また、人格のない社団等にも該当しないため、主体に対する法人税課税は行われない。

つまり、主体段階での課税はパススルーされ、組合員の段階でのみ課税される。

(2) 課税の導管性

任意組合自体は納税義務者ではなく完全な導管体であり、組合の損益はすべて組合員に帰属する。損失の帰属については、任意組合の組合員は無限責任を負っているため、出資額を超えた損失も投資家へ帰属することになる。

(3) 出資者（日本法人）に対する課税関係

イ 法人税基本通達14-1-2(1)による経理処理を行っている場合

法人税基本通達14-1-2(1)による「当該組合について計算される利益の額又は損失の額をその分配割合に応じて各組合員に分配又は負担させることとする方法」を採用している場合、受取配当等の益金不算入及び外国税額控除の規定は適用されない。

この方法によると組合損益のネットである利益又は損失しか組合員が把握できないので、受取配当等の益金不算入及び外国税額控除の規定は、実際に計算できない理由による。

ロ 法人税基本通達14-1-2(2)による経理処理を行っている場合

法人税基本通達14-1-2(2)による「当該組合の収入金額、その収入金額に係る原価の額及び費用の額並びに損失の額をその分配割合に応じて各組合員のこれらの金額として計算する方法」を採用している場合、受取配当等の益金不算入及び外国税額控除の規定は適用される。

ハ 法人税基本通達14-1-2(3)による経理処理を行っている場合

法人税基本通達14-1-2(3)による「当該組合の収入金額、支出金額、資産、負債等をその分配割合に応じて各組合員のこれらの金額として計算する方法」を採用している場合、受取配当等の益金不算入及び外国税額控除の規定は適用される。

2 匿名組合

(1) 主体に対する課税

匿名組合には法人格がなく、また、人格のない社団等にも該当しないため、主体に対する法人税課税は行われない。

つまり、主体段階での課税はパススルーされ、営業者及び匿名組合員の段階でのみ課税される。

(2) 課税の導管性

匿名組合自体は納税義務者ではなく、組合の損益はすべて営業者に帰属するため、完全な導管性がある。ただし、営業者から匿名組合員（投資家）への損益分配については、その契約内容に応じて分配されることになる。損失の帰属については、匿名組合の営業者は無限責任を負っているため、出資額を超えた損失も投資家へ帰属することになるが、匿名組合員は有限責任であるため、特約のない限り、出資額を限度として損失が帰属することになる。

(3) 外国税額控除・受取配当等の益金不算入

匿名組合自体は納税義務者ではなく、外国税額控除及び受取配当等の益金不算入の規定は適用がない。しかし、匿名組合の財産、損益はすべて営業者に帰属するため、営業者の段階で外国税額控除及び受取配当等の益金不算入の規定は適用される。

(4) 出資者（日本法人）に対する課税関係

匿名組合員の出資は営業者の財産に属し、匿名組合員は営業者の行為につき第三者に対して権利義務を有しない（商法536条）ことから、匿名組合員は営業者の有する資産、負債または営業者の取引を自己の資産負債また

は自己の取引として認識することはあり得ない。よって、任意組合の場合と異なり、法人税基本通達14-1-2(1)による純額方式しかないものと考えられる⁽¹⁶⁾。この結果、出資者である匿名組合員は組合損益のネットである利益又は損失しか把握できないので、受取配当等の益金不算入及び外国税額控除の規定は、適用できない。

3 投資事業有限責任組合

(1) 主体に対する課税

投資事業有限責任組合には法人格がなく、また、人格のない社団等にも該当しないため、主体に対する法人税課税は行われない。

つまり、主体段階での課税はパススルーされ、組合員の段階でのみ課税される。

(2) 課税の導管性

投資事業有限責任組合自体は納税義務者ではなく、完全な導管体であり、組合の損益はすべて組合員に帰属する。損失の帰属については、損失の額が出資額の範囲を超えた場合、有限責任組合員の損失負担は出資額が限度となり、出資金額を超える部分は無限責任組合員がその分配割合に応じて負担することになる。

(3) 出資者（日本法人）に対する課税関係

投資事業有限責任組合から分配を受ける利益の額（出資総額の範囲内の損失の額を含む。）については、分配割合に応じた会計処理を行うこととなるが、出資総額を超える損失の額については、次のとおり計算することとなる⁽¹⁷⁾。

なお、法人税基本通達14-1-1及び14-1-2を準用するため、次のイにおいては受取配当等の益金不算入及び外国税額控除の適用はないが、ロ及

(16) 吉川元康『法人税基本通達逐条解説』税務研究会出版局、985頁（平成11年）

(17) 法人税関係個別通達（平10.10.21課審4-20、課審3-41）

びハについては適用がある。

イ 法人税基本通達14-1-2(1)「当該組合について計算される利益の額又は損失の額をその分配割合に応じて各組合員に分配又は負担させることとする方法」の場合

(イ) 有限責任組合員に係る計算方法

当該有限責任組合員の出資の額を限度として損失の額を計上する。ただし、当該有限責任組合員の持分に相当する額が設立当初の出資の額よりも減少しているときは、当該持分に相当する額を限度とする。

(ロ) 無限責任組合員に係る計算方法

組合の損失のうち有限責任組合員が負担した額を控除した額を無限責任組合員の損失の額として計上する。

ロ 法人税基本通達14-1-2(2)「当該組合の収入金額、その収入金額に係る原価の額及び費用の額並びに損失の額をその分配割合に応じて各組合員のこれらの金額として計算する方法」の場合

(イ) 有限責任組合員に係る計算方法

組合の損失額に対する当該有限責任組合員が負担する損失の額の割合を組合の収入金額、その収入金額に係る原価の額及び費用の額並びに損失の額に乗じて、当該有限責任組合員のこれらの金額として計上する。

(ロ) 無限責任組合員に係る計算方法

組合の収入金額、その収入金額に係る原価の額及び費用の額並びに損失の額のうち有限責任組合員のこれらの金額として計上した額を控除した額を無限責任組合員の収入金額、その収入金額に係る原価の額及び費用の額並びに損失の額として計上する。

ハ 法人税基本通達14-1-2(3)「当該組合の収入金額、支出金額、資産、負債等をその分配割合に応じて各組合員のこれらの金額として計算する方法」の場合

(イ) 有限責任組員に係る計算方法

組合の損失額に対する当該有限責任組員が負担する損失の額の割合を組合の収入金額、支出金額に乗じて、当該有限責任組員のこれらの金額として計上する。資産については分配割合に応じて計上し、負債については分配割合に応じた額から有限責任組員が負担しない部分(出資の額を超えた損失分)を控除した額を計上する。

(ロ) 無限責任組員に係る計算方法

組合の収入金額、支出金額、資産、負債のうち有限責任組員の収入金額、支出金額、資産、負債として計上した額を控除した額を無限責任組員の収入金額、支出金額、資産、負債として計上する。

第4節 その他の形態

1 Corporation

(1) 主体に対する課税

Corporation (株式会社) は、株主から独立した納税主体となっているため、(米国で) 法人所得税が課税される。

(2) 課税の導管性

Corporation (株式会社) は法人が稼得した所得に対して、まず、法人の段階で法人所得税が課せられ、税引き後の所得は株主へ配当として還元されることになるが、個人株主の段階でも利益の配当について個人所得税が課せられることになる。つまり、法人で稼得された所得には、法人の段階と個人株主の段階で二重に課税が行われることになる⁽¹⁸⁾。このように、

(18) 伊藤公哉『アメリカ連邦税法 所得概念から法人・パートナーシップ・信託まで』320頁以下(中央経済社、初版、平成13年)

法人所得税の課税根拠としては、①個人所得税の前払いであるとする考え方と、②法人の担税力に着目して課せられる独自の租税であるとする考え方がある。日本の法人税は戦後のシャープ勧告以降は①による考え方をとっているが、米国では②

Corporationに課税の導管性はない。

(3) 出資者（日本法人）に対する課税関係

米国現地法人は米国において法人所得税が課税されるが、配当が行われるまで、日本での課税関係は発生しない。日本においては受取配当金（米国での源泉所得税額を含む）に対して法人税が課税される。

日本法人への配当支払時に米国で徴収された源泉所得税は日本法人で外国税額控除（直接控除）ができ、外国子会社⁽¹⁹⁾（法人税法69条7項）から日本法人（親会社）へ配当があった場合には、外国子会社又は外国孫会社が支払った外国法人税のうち一定の額は日本法人で外国税額控除（間接控除）ができる（法人税法69条1項、7項、9項）。

2 S corporation

(1) 主体に対する課税

S法人は原則として⁽²⁰⁾法人所得税の課税関係は発生せず、パートナーシップの場合と同様に、法人段階の所得、利益、損失及び控除項目は年度ごとに持株数に応じて各株主に割り当てられ（パススルーされ）、株主の段階でのみ課税されることになる。つまり、S法人は法人所得税が課税され

の考え方をとっているためである。

その一方、1992年に米国財務省は個人及び法人税制の統合に関する報告のなかで、包括的事業所得税（CBIT:comprehensive business income tax）の構想を提案している。これは法人かどうかの事業形態にかかわらず、事業について同率（31%）の課税をするものであり、法人所得の株主段階での課税を廃止するというものである。

(19) 前掲注(1)参照

(20) 留保未処分利益を有しないS法人には原則として法人税は課税されない。しかし、米国内国歳入法1374条及び1375条により、過去にC法人として営業活動を行っており、一定の要件を満たすものには例外的に法人税が課税される。詳しくは次の箇所を参照のこと。

- ・ P・P・ワイデンブルックほか（高橋真一訳）『アメリカ法人税』231頁以下（木鐸社、第一版、1996年）
- ・ 伊藤・前掲注((18))449頁以下

ず（課税の導管性を有し）、二重課税を排除することができる。

(2) 出資者（日本法人）に対する課税関係

S法人を選択できる要件として、株主は米国の個人等（第2章3節4(2)参照）でなければならず、日本法人が出資者となることはできない。

3 Partnership

パートナーシップに対する課税関係はGeneral Partnership、Limited Partnership、LLP、LLLPのいずれにおいても同様である。

(1) 主体に対する課税

パートナーシップは米国の税務上、Corporationとしての課税とパートナーシップとしての課税を選択できる⁽²¹⁾。出資者（パートナー）はCorporation課税を選択すると、パートナーシップは納税主体となり、出資者との二重課税の問題が生ずる。そこで、通常、出資者はパートナーシップ課税を選択する。パートナーシップ課税を選択すると、パートナーシップは納税主体ではなくなり（パススルーとなり）、出資者のみに課税されるだけで課税関係は終了する。

(2) 出資者（日本法人）に対する課税関係

我が国にはパートナーシップという制度がないため、その取扱いに関しては明確な規定はない。ただし、我が国の事業組織のうちパートナーシップに類似するものとして、①民法上の任意組合、②商法上の匿名組合、③

(21) キントナー規則により、パートナーシップのうち、一定のものは社団として区分され、法人として課税されていた。しかし、MLPの存在、LLCの法制化、企業活動の国際化を背景として、キントナー規則が実態に合わなくなったため、1996年12月にチェック・ザ・ボックス規則を公表し、1997年からは旧規定を廃止した。この新規定は、連邦税法における企業体（信託を除く）の組織体課税（すなわち法人課税）か、構成員課税（すなわちパートナーシップ課税）かの分類に関して、納税者に選択させるものである。詳しくは次の箇所を参照のこと。

- ・ 須田徹『アメリカの税法－連邦税・州税のすべて－』304頁以下（中央経済社、改定六版、平成10年）

合名会社、④合資会社、⑤人格のない社団等があげられる。パートナーシップは様々な形態があり、また、各国のパートナーシップの性格も同一とはいえず、我が国の現行制度の下で画一的に取り扱うのは困難である。そこで、個別のパートナーシップごとにその性格等を判断し、上記の事業組織のいずれかに準じて、パートナー及びパートナーシップの課税関係を取り扱うこととしている⁽²²⁾。

4 LLC

(1) 主体に対する課税

LLCは米国の税務上、Corporationとしての課税とパートナーシップとしての課税を選択⁽²³⁾できる。出資者（メンバー）はCorporation課税を選択すると、LLCは納税主体となり、出資者との二重課税の問題が生ずる。そこで、通常、出資者はパートナーシップ課税を選択する。パートナーシップ課税を選択すると、LLCは納税主体ではなくなり（パススルーとなり）、出資者のみに課税されるだけで課税関係は終了する。

(2) 出資者（日本法人）に対する課税関係

米国各州のLLC法に準拠して設立されたLLCについては、当該LLCが米国の税務上法人課税又はパススルー課税のいずれかの選択を行ったかにかかわらず、原則的⁽²⁴⁾には我が国の税務上、外国法人（内国法人以外の法人）と

(22) 平野嘉秋『パートナーシップの法務と税務』287頁以下（税務研究会出版局、初版、平成6年）

(23) LLCの出資者（メンバー）は納税申告を行う際に、チェック・ザ・ボックス規則により、Corporationとしての課税かパートナーシップとしての課税を選択できる。

(24) 租税法上の法人となるかどうかについて、私法上（民商法上）の概念を持って判断する「借用概念」を前提とする以上、LLCが我が国の私法上、外国法人と認められれば、税務上も外国法人として取り扱う。したがって、当該LLCが、①外国の法律に基づいて設立され、②法人格が付与された③商事会社である場合は、これを税務上、外国法人として取り扱う。

して取り扱う⁽²⁵⁾。ただし、米国各州のLLC法はその州において個別に制定され、その規定振りは個々に異なることから、個々のLLCが我が国の税務上、外国法人に該当するかどうかの判断は、個々の設立準拠法（LLC法）の規定に照らして、個別に判断することとなる。

イ 我が国の税務上外国法人として取り扱われる場合

LLCはCorporation課税又はパートナーシップ課税のいずれを選択したかにかかわらず、配当が行われるまで、日本での課税関係は発生しない。日本においては受取配当金（米国での源泉所得税額を含む）に対して法人税が課税される。

（イ）LLCがCorporation課税を選択している場合

内国法人がLLCから受けた配当に係る源泉徴収税額については直接外国税額控除の適用があり、当該LLCが納税した外国法人税額については間接外国税額控除の適用がある。

（ロ）LLCがパートナーシップ課税を選択している場合

出資者である内国法人がLLCに対して有する利益分配持分について米国で納付した税額及びLLCから受けた配当に係る源泉徴収税額については直接外国税額控除の適用がある。

ロ 我が国の税務上外国法人として取り扱われない場合

パートナーシップと同様に、その取扱いに関しては明確な規定はないため、我が国の事業組織に類似している、①民法上の任意組合、②商法上の匿名組合、③合名会社、④合資会社、⑤人格のない社団等のいずれかに準じて、課税関係を取り扱うこととしている。

5 RIC

（1）主体に対する課税

(25) 国税庁情報（Q&A）「米国LLCに係る税務上の取扱い」及び、長谷部啓ほか「米国LLCに係る税務上の取扱い」週間税務通信、No.2678、（平成13年）70頁以下

RICは納税主体であるが、当期所得のうち90%以上を配当すれば、残余部分のみが通常の法人税率で課税される（米国内国歳入法852条(a)）。なお、暦年による実配当額が同期間の通常所得の98%及び10月31日までの1年間のキャピタル・ゲインの98%の合計額（要配当額）に満たない場合は、その不足部分に対しては4%の税率で消費税が課税される⁽²⁶⁾（米国内国歳入法4982条）。

(2) 課税の導管性

RICには法人税が課税されるが、一定の要件（第2章3節4(7)を参照のこと）を満たすものは支払配当が損金に算入され、残余部分のみが通常の法人税率で課税される。よって、RICは導管主体となり、実質的に法人税は課税されず、出資者レベルで課税されることになる。

(3) 出資者（日本法人）に対する課税関係

RICは米国において法人所得税が課税されるが、配当が行われるまで、日本での課税関係は発生しない。日本においては受取配当金（米国での源泉所得税額を含む）に対して法人税が課税される。

日本法人への配当支払時に米国で徴収された源泉所得税は日本法人で外国税額控除（直接控除）ができ、外国子会社⁽²⁷⁾（法人税法69条7項）から日本法人（親会社）へ配当があった場合には、外国子会社が支払った外国法人税のうち一定の額は日本法人で外国税額控除（間接控除）ができる（法人税法69条1項、7項）。

6 REIT

(1) 主体に対する課税

REITは納税主体である⁽²⁸⁾ため法人所得税が課税される。なお、1997年改

(26) 須田・前掲注((21))318頁以下

(27) 前掲注((1))参照

(28) REITが信託である場合でも、事業信託となり、事業信託は税務上法人として扱われるため、納税主体となる。

正で、長期キャピタル・ゲインを株主（又は受益者）に配当せず、社内留保し、その部分に対してREIT自体が税金を支払うことを選択することができることとなった。この場合、REITの株主（又は受益者）は、あたかもその部分の配当を受けたごとく自己の所得に含め、REITの負担した税額を税額控除する（米国内国歳入法857条(b)(3)）。

（2）課税の導管性

REITには法人税が課税されるが、一定の要件（第2章3節4(8)を参照のこと）を満たすものは支払配当が損金に算入され、残余部分のみが通常の法人税率で課税される。よって、REITは導管主体となり、実質的に法人税は課税されず、出資者レベルで課税されることになる。

（3）出資者（日本法人）に対する課税関係

REITは米国において法人所得税が課税されるが、配当が行われるまで、日本での課税関係は発生しない。日本においては受取配当金（米国での源泉所得税額を含む）に対して法人税が課税される。

日本法人への配当支払い時に米国で徴収された源泉所得税は日本法人で外国税額控除（直接控除）ができ、外国子会社（法人税法69条7項）から日本法人（親会社）へ配当があった場合には、外国子会社が支払った外国法人税のうち一定の額は日本法人で外国税額控除（間接控除）ができる（法人税法69条1項、7項）。

ただし、REITが信託または社団（association）である場合、外国子会社とはならないことから、直接外国税額控除の適用はあるが、間接外国税額控除の適用はない。

第4章 集団投資スキームにおける 税務上の諸問題

第1節 SPVの投資家段階における問題点

1 個人投資家における投資利益の所得分類

(1) SPVが公社債投資信託等である場合

SPVが公社債投資信託、合同運用信託、公募公社債等運用投資信託である場合、その収益の分配は利子所得とされている（所得税法23条）。

(2) SPVが法人である場合

SPVで稼得した収益を分解すれば、事業収益、株式投資に対する配当、公社債投資信託あるいは合同運用信託からの収益の分配、不動産収入等の様々な収益内容が考えられる。ところが、法人ではその収益の内容にかかわらず、合計して、配当可能利益の中から投資家へ配当を分配し、その所得分類は配当所得（所得税法24条）とされ、収益内容はSPVから投資家へ伝達されない。

(3) SPVが任意組合である場合

イ 組合員が所得税基本通達36・37共-20(1)又は(2)の計算方法を採用している場合

組合の収入金額等は、分配割合に応じて組合員の収入金額等として計算するため、組合の所得内容が組合員の所得内容となる。つまり、公社債投資信託等からの収益の分配は利子所得、株式投資に対する配当は配当所得、不動産貸付けによる収入は不動産所得、事業による収入は事業所得とされる。

ロ 組合員が所得税基本通達36・37共-20(3)の計算方法を採用している場合

組合員に対し分配割合に応じてあん分される利益の額又は損失の額は、その組合の主たる事業の内容に従い、不動産所得、事業所得、山林所得

又は雑所得のいずれか一の所得に係る収入金額又は必要経費とされる。

(4) SPVが匿名組合である場合

匿名組合の組合員がその組合の営業者から受ける利益の分配は、その営業者の営業の内容に従い、事業所得又はその他の各種所得とする。ただし、営業の利益の有無にかかわらず一定額又は出資額に対する一定割合により分配を受けるものは、貸金の利子として事業所得又は雑所得とされる（所得税基本通達36・37共一21）。

(5) SPVが投資信託等である場合

SPVが投資信託（公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託を除く。）及び特定目的信託の収益の分配は配当所得とされる（所得税法24条）。この場合も法人と同様に、投資信託等の運用内容（株式、公社債投資信託、不動産その他）にかかわらず、その収益の分配は配当所得とされ、収益内容はSPVから投資家へ伝達されない。つまり、株式投資を例にあげると、投資家が直接株式を購入する「直接投資」のキャピタル・ゲインは有価証券譲渡益として課税され、投資家がSPV（投資ファンド）を通じて株式に投資をする「間接投資」のキャピタル・ゲインは配当所得として課税されるということになる。

(6) SPVが本文信託である場合

所得税法13条1項の本文信託は、信託財産に帰属する収入及び費用については、受益者又は委託者がその信託財産を有するものとみなす、とされていることから、信託の収益内容がそのまま受益者又は委託者の所得分類に伝達される。つまり、公社債投資信託等からの収益の分配は利子所得、株式投資に対する配当は配当所得、不動産貸付けによる収入は不動産所得、事業による収入は事業所得となる。

(7) 問題点の整理

投資家が法人である場合には所得分類はなく、利益はすべて益金として課税対象になるが、投資家が個人である場合には所得分類の種類によって、所得が分割されたり、合計されたりする。その結果、損失が発生した場合

は損益通算可否の問題もある上、累進税率であるため、税負担額が大きく異なるケースがあり得る。

また、上記のとおり、SPVには法人、組合、信託のいずれを使うことも可能であるが、SPVの種類によって所得分類が異なっている。SPVは単なる媒体にすぎず、経済的実態は同じである。課税の中立性の観点から、同じ実態のものには同じ課税をすべきであり、SPVの違いによって、SPVの所得の内容が投資家へパススルーしたりしなかったりするのとは問題である⁽¹⁾。

2 投資家段階での利益又は損失の計上

投資家には個人投資家と、法人投資家があるが、ここでは、法人投資家のみを記述する。

法人投資家が法人格のあるSPVへ投資をした場合は、SPVから配当があるまで課税関係は生じない。つまり、利益の配当が確定した時点で収益に計上し（法人税基本通達2-1-27）、損失の分配を受けることはできないため、損失は計上できない。

ところが、SPVが任意組合又は匿名組合の場合はパススルー課税であるため、たとえ現実に利益の分配を受け又は損失の負担をしていない場合であ

(1) 中里教授は「長期的目的としては、譲渡時あるいは配当受け取り時にかかわらず、すべての金融取引に関して課税上の取扱いの均衡をはかるという方向性が重要なものとなるであろう。」と述べられている。中里実「セキュリティタイゼーションと課税」日本税務研究センター編『金融資産収益の課税』284頁、(日本税務研究センター、日税研論集、第41号、1999)

佐藤教授は「各種の投資信託は合わせて一つの所得類型とされるべきである。そのような制度として、これを雑所得とし、〔投資信託の収益の分配に係る雑所得〕というような類型を創設することもありうるし、本来の所得税法上の所得類型にかかわらず、一定範囲の投資信託収益をまとめて分離課税する仕組みを設けることも考えられる。」と述べられている。佐藤英明「わが国における投資信託税制の立法論的検討」日本税務研究センター編『金融資産収益の課税』159頁、(日本税務研究センター、日税研論集、第41号、1999)

っても、その組合の計算期間の終了の日の属する事業年度に益金又は損失として計上する（法人税基本通達 14-1-1・14-1-3）という定めになっている。

では、信託の場合はどうか。信託については、法人税法12条1項の本文信託か、ただし書信託かによって大きく異なっている。本文信託については、信託財産に帰属する収入及び支出は、受益者又は委託者が信託財産を所有しているものとみなして、受益者又は委託者に帰属することとされている。このため、信託財産に係る収入及び支出が発生した時点で、受益者又は委託者の収入及び支出として計上される。一方、SPVがただし書信託である場合には、SPVから配当があるまでは信託財産に係る所得は誰にも属さず、配当があった時点で投資家段階で収益に計上し、損失の分配は受けることができないため、損失は計上できない⁽²⁾。

このように、SPVの違いによって、投資家段階での利益又は損失の計上時期が異なっている。集団投資スキームにおけるSPVについては、経済的実態が同じであるため、使うSPVの違いによって投資家段階での課税時期が違うのは問題であるし、SPVの違いによって損失が配られたり配られなかったりするのにはさらに問題である。なお、本稿は法人投資家に限定して記述したが、個人投資家の場合、損失の取扱いが大問題となる。所得分類の問題及び損益通算の問題に関連するが、投資に対する損失である以上リスクを負っていることと、担税力を減殺するものであること、さらにはキャピタル・ゲインには課税しておいてキャピタル・ロスを認めないのは税制上不合理で

(2) SPVの違いによる、損失が投資家へ伝達されるかどうかの問題の他に、受益権の複層化にともなう「仮想損益」の問題点が指摘されている。見かけ上の所得が発生する期間中残余権が非課税団体等に保有され、見かけ上の損失が発生し始めた時点でこれが課税される法人等に譲渡されるというような形で、この仮想損益が新たなタックス・シェルターとして利用される可能性があるとしている。

佐藤英明『信託と課税』89頁以下（弘文堂、初版、平成12年）

林麻里子「信託のパス・スルー課税について—FASIT導入に至るまでの米国の導管制度を参考に—」金融研究、第20巻第1号、240頁（2001）

ある、という意見がある⁽³⁾。

3 個人投資家における投資損失の損益通算

所得税法では、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額を計算する場合に、不動産所得の金額、事業所得の金額、山林所得の金額又は譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、一定の順序により、他の各種所得の金額から控除することを認めている。しかしながら、ある所得の損失を他の所得から損失控除するにあたっては、限定的にしか認めていないのであって、利子所得、配当所得、給与所得、退職所得、一時所得、雑所得の金額については損益通算が認められていない。

この損益通算の問題は本来は所得分類の問題であるが、損益通算できない所得であっても、SPVを使うことによって損益通算できる所得へ転換し、租税回避を狙うところに独自の問題がある。ある経済行為により生じた所得が10種類の中のどの所得に分類されるかではなく、どのSPVを使った上でどういう経済行為をすれば、損益通算ができる所得に転換されるかを狙って、さまざまなスキームが組み立てられているのである。

たとえば、所得税基本通達36・37共-20(3)任意組合の事業に係る利益等の額の計算におけるネットネット方式の場合、「各組合員にあん分される利益の額又は損失の額は、当該組合の主たる事業の内容に従い、不動産所得、事業所得、山林所得又は雑所得のいずれか一の所得に係る収入金額又は必要経費とする。」と定められている。この定めによれば、組合の主たる事業の内容によって所得分類が定まる。したがって、個人組合員がもし個人として投資していた場合であれば雑所得であったものが、組合を媒体とした場合には事業所得に転換されるということがあり得る⁽⁴⁾。

(3) 佐藤・前掲注(1)148頁

田邊昇『日本の「アセットマネジメント」あれこれ』362頁以下（日本投資信託制度研究所、初版、平成9年）

(4) 増井良啓「組合形式の投資媒体と所得課税」日本税務研究センター編『パートナ

第2節 SPV段階における問題点

1 SPVの導管性

(1) 収益及び費用の計上時期における導管性

個別信託(本文信託)は、信託財産に帰属する収入及び費用については、受益者又は委託者がその信託財産を有するものとみなして課税される。つまり、信託財産に係る収入及び費用が発生した時点で、受益者又は委託者の収入及び費用として認識され、完全な導管性がある。

ところが、集団信託(ただし書信託)については、信託財産に係る収入及び費用が発生した時点ではなく、投資家へ利益の分配をするまで課税されない。これは集団信託の場合、収益及び費用の内容が個別の項目ごとに受益者に伝達するとなると事務量が膨大になるばかりでなく、受益権の譲渡が容易である場合や、特に受益者に法人が含まれている場合には決算期がまちまちであることから、計上時期を完全に行うことは事実上不可能である⁽⁵⁾ことによる。また、有価証券が信託財産に含まれる場合に、受益者が同種の有価証券を所有しているならば、それを合わせて計算しなければならないが、これも事実上不可能である。さらには、年金信託などの場合は、加入者が変動したり、受益権の内容(給付内容)が給付時まで不確定であることから、収益発生時に受益者に対して課税することは不可能であるほか、収益発生時に課税すると、年金としての趣旨に適合しなくなる恐れもある⁽⁶⁾。このように、集団信託においては、収益計算主体として機能することが求められ、信託自体の収益計算と受益者の収益計算は切り離されており、導管性はない。

『シップの課税問題』151頁以下、(日本税務研究センター、日税研論集、第44号、2000)

(5) 佐藤・前掲注(1)154頁以下

(6) 林・前掲注(2)208頁

次に法人をみてみると、法人は納税主体であり、法人への収益帰属時期と投資家への収益帰属時期は切り離されており、導管性はない。

組合についても、法人税基本通達14-1-1（任意組合）・14-1-3（匿名組合）により、組合員は利益の額又は損失の額については、その計算期間の末日の属する事業年度の益金の額又は損金の額に算入することとされており、導管性はない。

（2）所得分類の導管性

第4章1節1個人投資家における投資利益の所得分類で述べたように、任意組合⁽⁷⁾と本文信託はSPVの所得内容が投資家段階の課税上、そのまま伝達され、導管性があるが、その他のものはSPVの所得内容が投資家へ伝達されず、導管性がない。

（3）課税上の導管性—二重課税の有無—

課税上の導管性とは、SPV段階と投資家段階で二重に課税されないという意味での導管性である。

株式会社、有限会社、特定目的会社、投資法人及び特定信託⁽⁸⁾は法人税の納税主体であり、SPVに課税された上、投資家段階でも課税される。この結果、株式会社、有限会社は二重に課税され導管性がない⁽⁹⁾のに対し、特定目的会社、投資法人及び特定信託については、一定の要件を満たしたものは支払配当が損金に算入され、SPV段階では実質的に法人税が課税されず、導管性がある。

特定信託以外のただし書信託及び任意組合は法人税の納税主体ではなく、投資家段階での課税のみ（パススルー課税）であるため、完全な導管性が

(7) 所得税基本通達36・37共—20(1)又は(2)の計算方法を採用している場合である。

(8) 特定信託自体は納税主体ではなく、特定信託の受託者である内国法人が納税主体であるが、特定信託の各計算期間の所得に対して法人税が課税されることから、実質的に納税主体である。

(9) 法人投資家段階における受取配当等の益金不算入、個人投資家段階における配当控除が適用される部分を除く。

ある。

(4) 問題点の整理

以上のように、経済的実態が同じであるのに、SPVの選択の違いによって①収益及び費用の計上時期②所得内容の伝達③二重課税の有無における導管性が異なる合理的な理由はなく、課税の中立性の観点から問題である。

2 SPVに対する課税の影響

SPVにはパススルー課税でなくとも、実質的に課税されないものが多い。では、SPVはなぜ課税されないものが多いのか、課税されるとどのような問題点がでてくるのか。その課税の影響を列挙する。

第1に、SPVの段階で課税され、投資家の段階で課税されると、投資に係る租税コストが大きくなり、商品としての魅力を失う⁽¹⁰⁾。

第2に、大口投資家は資産（有価証券、債権、不動産等）を自分で購入し、直接投資できる。その結果、SPVを介さないためSPVとの二重課税が生じる余地がない。ところが一般投資家は資金がないため、SPVに投資をする間接投資しか選択の余地はない。選択の余地がないにもかかわらず、納税主体となるSPVの場合は二重課税が生じてしまう。大口投資家には二重課税が生じず、一般投資家には二重課税が生じると、垂直的公平に反する。

第3に、経済的に同じ役割を果たすSPVであっても、SPVの種類（会社、組合、信託）の違いによって、SPVに対する課税の有無や投資家の所得分類が異なり、課税の中立性を害する。

3 二重課税の排除方法

一定のものについては、SPV段階と投資家段階の二重課税を排除すると

(10) 増井良啓「証券投資ファンド税制の比較」日本税務研究センター編『金融資産収益の課税』176頁以下、(日本税務研究センター、日税研論集、第41号、1999)

決定しても、具体的な話となると、どういったものに、どういう方法で二重課税を排除するのかということが問題になるが、ことは単純ではない。

そこで、1997年のIFA総会のために作成されたエドとボンガードのGeneral Reportの五つの類型⁽¹¹⁾を挙げることにより、統一的な課税体系を作る参考としたい。

- (1) SPVが納税義務者とされていないか（ベルギー・ブラジル・コロンビア・韓国・ウルグアイ）、あるいはSPVを課税除外とする（インド・フィンランド）もの。
- (2) SPVは納税義務者であるが、一定の条件を満たす場合に、非課税とされるもの。その条件としては、SPVの活動を基準にする場合（ルクセンブルグ）や、投資家・所得の種類を基準にする場合がある。
- (3) SPVは納税義務者であるが、SPVの所得が課税されないもの。SPVには通常の税率が適用されるが、特別な課税ベースが用いられる。極めて狭い課税ベースを用いるものもあるが（ベルギーの投資会社）、普通には、投資家への分配利益を課税ベースから控除する方式がとられる（様々な形をとるが、カナダ・デンマーク・ノルウェー・南アフリカ・スウェーデン・英国・米国で用いられる方式）。
- (4) SPVは納税義務者であるが、低税率あるいはゼロ税率が適用されるもの（チェコ・イタリア・スペイン・オランダ）。なお、イタリアでは、投資家に対する所得税の代替として、SPVに対して、運用資産別の税率で純資産税が課せられる。
- (5) SPVは納税義務者として所得にフルに課税されるが、投資家との関係では所得税と法人税の統合がなされているもの。投資家の段階で分配金が非課税とされるもの（アイルランド・イスラエル）や、インピュテーション方式をとっているもの（マレーシア・ニュージーランド・ノルウェー）がある。

(11) 増井・前掲注(10)192頁以下

4 課税の繰延

法人は各事業年度の所得に対して法人税が課税され、組合は1年を超えない計算期間の末日に組合の収益及び費用が投資家に伝達され、投資家段階で課税される。

法人税法12条1項の本文信託は信託財産に係る収益及び費用が発生した段階で、受益者又は委託者の収益及び費用として課税され、法人税法12条1項のただし書信託のうち特定信託については、受託者である内国法人に特定信託の各計算期間の所得に対して、法人税が課税される。

しかしながら、特定信託を除く法人税法12条1項のただし書信託については、その信託財産に帰属する所得は「誰のものでもない所得⁽¹²⁾」となっており、投資家に分配される時点で、投資家段階で課税される。いいかえれば、この留保所得(以下「たまり利益」という。)は、投資家に分配されるまで課税されず、ひたすら留保されている。しかも、信託期間の定めは契約により自由であり、1年を超えるものもある。

特定信託を除くただし書信託のたまり利益は、SPVの違いによる不公平をもたらす。1年ごとに課税されると翌年は税引き後のキャッシュフローで投資活動を行わなければならないが、1年ごとに課税されないと翌年は前年の税引き前のキャッシュフローで投資活動を行うことができる。このことは課税されない期間が長くなればなるほど、運用益が運用益を生むという構図になり、不公平は拡大する。この不公平は毎年課税されていないことによるものであり、課税の繰延が生じている。

課税の繰延による利益は、政府から納税者に対して与えられる無利子融資としてとらえることができ⁽¹³⁾、将来の納税時に税率が下がっていれば、その効果はさらに大きいものとなる。

(12) 佐藤・前掲注(1)131頁

(13) 中里実『金融取引と課税－金融革命下の租税法－』24頁以下（有斐閣、初版第3刷、1999）

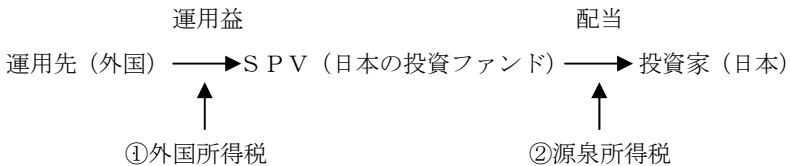
退職年金等積立金については年金資産が信託会社等で運用されている間、従業員に対する課税が繰り延べられるため、その間の遅延利息として特別法人税が課せられる⁽¹⁴⁾。そのことから、証券投資信託に係る「たまり利益」にも利子税としての特別法人税を課せばよいという意見もある。しかしながら現行税制では、所得の種類によっては政策的に1年を超える定期預金等について満期まで課税が繰り延べられるものもある⁽¹⁵⁾ことから、利子税を課すことにより課税の公平を図るには限界がある。

第3節 SPVの国際課税上の問題点

今日の金融取引はクロスボーダーに行われており、投資家、SPV、運用先も多様である。その中で本稿は経済的実態が同じであるにもかかわらず、SPVの違いによって課税の取扱いが異なる部分を中心に書いているため、本節では投資家及びSPVが日本国内のもので、運用先が国外のものに限定する。

1 国内SPVが外国所得税を支払った場合の外国税額控除⁽¹⁶⁾

[図表1]



(1) SPV(ファンド)が法人の場合

SPVは納税主体であり法人税は課税されるが、外国所得税をSPVの

(14) 平成11年4月1日から平成15年3月31日まで、現在の超低金利の状況、企業年金の財政状況等を踏まえ、時限措置として課税が停止されている（租税特別措置法68条の4）。

(15) 所得税基本通達36-2(1)イ

(16) 以下の記述及び概念図は増井・前掲注(10)214頁以下を参照した。

法人税から外国税額控除できる。

(2) SPV(ファンド)が任意組合の場合

SPVは納税主体ではなくSPVの段階では外国税額控除ができないが、投資家(組員)へパススルー課税されるため、投資家段階で外国税額控除ができる⁽¹⁷⁾。

(3) SPV(ファンド)が匿名組合の場合

SPVは納税主体ではないが、匿名組合の財産及び所得は営業者に帰属するため、営業者の段階で外国税額控除ができる。

(4) SPV(ファンド)が本文信託の場合

受益者又は委託者が信託財産を所有しているとみなされるため、受益者又は委託者の段階で外国税額控除ができる。

(5) SPV(ファンド)が合同運用信託又は特定投資信託以外の投資信託の場合

SPVが合同運用信託又は特定投資信託以外の投資信託とは、特定信託を除くただし書信託のことである。この場合、SPVは納税主体ではないためSPVの段階での外国税額控除ができず、任意組合のように、投資家段階でも外国税額控除ができない。しかしながら、所得税法176条2項により、SPVから投資家へ配当を支払う際の源泉所得税(上記②)から外国所得税(上記①)を差し引くことができる。この特別な規定は、本来、外国税額控除できない投資家に実質的に外国税額控除と同様の効果を源泉所得税の枠内で行っているものである⁽¹⁸⁾。

(6) SPV(ファンド)が特定信託の場合

SPVの所得に対して法人税は課税されるが法人税法82条の7により、

(17) 個人投資家が所得税基本通達36・37共-20(1)又は(2)の計算方法を採用している場合、あるいは、法人投資家が法人税基本通達14-1-2(2)又は(3)の計算方法を採用している場合である。

(18) ただし、外国所得税(上記①)が源泉所得税(上記②)より多い場合は源泉所得税(上記②)の額を限度とする。

外国税額控除ができる。これは一見、国外所得税と国内所得税の二重課税が制度上排除される仕組みに見えるが、特定信託は支配配当が損金に算入され、実質的に法人税が課税されない。その結果、事実上外国税額控除はできないため、二重課税の対象となってしまう。

(7) 特定投資信託と証券投資信託の比較

上記(5)に属する証券投資信託と(6)に属する特定投資信託を図表2、3(295頁参照)により比較する。なお比較を単純にし⁽¹⁹⁾、違いを明確にするために、投資家を法人と設定したが、個人投資家の場合には分離課税の制度及び累進税率の制度があるため比較は難しい。

イ SPVが証券投資信託の場合(図表2)

国外での運用益100から外国所得税10を控除され、証券投資信託に90の入金があり、この額90を法人投資家に分配する際、源泉所得税を徴収しなければならないが、この源泉所得税の計算に特色がある。まず、所得税法176条3項により、納付した外国所得税の額10を収益の分配の額90に加算した上で、20%の税率(所得税法175条2号)を乗じて20が算出される。そして、所得税法176条2項により、国外で納付した外国所得税の額10は収益の分配に係る源泉所得税の額20から控除されるため、源泉徴収する所得税は差額の10となる。よって、法人投資家は80が現金受取額となる。

ロ SPVが特定投資信託の場合(図表3)

国外での運用益100から外国所得税10を控除され、特定投資信託に90の入金があり、この額90を法人投資家に分配する。そして、90に20%の税率(所得税法175条2号)を乗じて18の源泉徴収する所得税が算出される。よって、法人投資家は72が現金受取額となる。

(19) 特定投資信託の所得に係る法人税から控除される外国税額控除の額(図表3参照)については、特定投資信託が稼得した内外所得の多寡により、多少変動があると思われる。

ハ 比較の結果

同様に国外で100の運用益を得て、外国所得税10を控除され、SPVに90の入金があり、その90を投資家へ分配した場合でも、SPVの違いにより投資家の現金受取額が80と72といったように大きな差が生じている。このことは、証券投資信託自体では外国税額控除できないにもかかわらず、国内の源泉所得税の枠内で控除することにより実質的に二重課税を排除していること及び特定投資信託においては事実上二重課税が排除されないことが大きな要因である。

(8) 問題の整理

日本のSPVが外国で運用益を得た場合、その外国所得税に対する外国税額控除が可能かどうかで、運用利回りは大きく異なる。合同運用信託及び特定投資信託以外の投資信託については外国所得税(上記①)と源泉所得税(上記②)の二重課税を排除する観点から、所得税法176条2項が規定されている。このことは、二重課税の排除という観点から見て、制度として工夫されていることが窺われる。しかしながら、各SPVを比較してみると、投資家段階の手取り額という観点から見て、特定信託には事実上二重課税が生じており、不公平であると言わざるを得ない。

2 SPVに対する租税条約の適用

租税条約は二国間条約であり、我が国の租税条約も様々なものがあるため、標準的なOECDモデル条約をみてみれば、条約適用の人的範囲として、一方又は双方の締約国の「居住者」である「者」(OECDモデル条約1条)としている。

者とは、個人、法人及び法人以外の団体をいい、法人とは、法人格を有する団体又は租税に関し法人格を有する団体として取り扱われる団体をいう(OECDモデル条約3条1)。また、一方の締約国の居住者とは、当該一方の国の法令の下において、住所、居所、事業の管理の場所その他これらに類する基準により当該一方の国において課税を受けるべきものとされる者をいう(OECDモデル条約4条1)。これらのことから、一方の国で納税義務者とな

っている個人、法人及び法人以外の団体が「居住者」である「者」とされている。

次に、投資に対する配当に関する条項をみると、OECDモデル条約10条でも規定されているとおり、その源泉地国の国内法よりも軽減された税率で源泉徴収を行うという条項がある。ただし、その適用要件として、配当の「受益者」が居住者でなければならないとしているものが多い。

つまり、租税条約における配当軽減税率の適用を受けるためには、①居住者、②者、③受益者の三つの要件が必要とされている⁽²⁰⁾。

ここで問題になるのが、日本のSPV（投資ファンド）が海外投資をした場合、SPVの違いによって条約の適用が異なるということである。投資ファンドが株式会社・有限会社である場合は、上記①②③の要件をすべて満たし軽減税率の適用があるが、証券投資信託の場合は、信託の受託者は納税主体となっておらず、受益者でもないため要件を満たさず、軽減税率の適用はない。一方、特定目的会社及び投資法人は、法人格を有する納税主体であるため①②の要件は満たすものの、③の受益者である要件を満たすかどうかについては疑義が生ずる。OECDのコメンタリー（1995）では「受領者である beneficial owner（受益者）と支払法人との間に中間介在者が存在している場合には一定の場合に源泉地国での軽減税率の適用は認められない場合がある」と言っており、中間介在者についての報告書によると「conduit company（導管法人）は一定の資産の形式的所有者ではあるけれども、利害関係者のための単なる受託者あるいは管理者としての極めて狭い権限を有するにすぎない場合には beneficial owner とは考えられない」といっている⁽²¹⁾。また、特定信託においては、納税義務者は「特定信託の受託者である内国法人（信託会社）」であり、私法上の財産所有者も信託会社であるため、法形式上③

(20) 宮本十至子「投資ファンド課税の国際的側面について」関西大学法学論集、50巻、6号319頁（2001年）

(21) 川端康之「租税条約における beneficial owner の意義と機能」租税研究、604号、85頁（2000）

の受益者である要件を満たすことはあり得ない。

ところが、日英租税条約⁽²²⁾及び日仏租税条約⁽²³⁾においては、一般的な配当軽減税率適用条項の他に特別規定を設けている。これは公認投資基金の運用者又は受託者が、その投資基金に参加する者（投資家）に代わって条約適用の請求ができるということである。この規定は、一般投資家が公認投資基金を通じて海外投資をする場合であれば、条約における軽減税率の特典を享受できるものであり、運用利回り及び予測可能性の観点から、投資家にとって

(22) 日英租税条約第28条のA（抜粋）

一方の締約国の公認投資基金に参加する者が、当該基金の取得する配当又は利子の受益者として、第11条又は第12条の規定により他方の締約国において租税の軽減又はタックス・クレジットを受ける権利を有する場合には、租税の軽減又はタックス・クレジットの請求は、当該基金の運用者又は受託者が当該基金に参加する者に代わって行うことができる。（中略）この条の規定の適用上、連合王国の公認投資基金とは、1958年の詐欺（投資）防止法第17条又は1940年の詐欺（投資）防止法（北部アイルランド）第16条により認可されたユニット・トラストをいい、日本国の公認投資基金とは、証券投資信託法（昭和26年法律第198号）第2条に定義する証券投資信託又は貸付信託法（昭和27年法律第195号）第2条に定義する貸付信託をいう。

(23) 日仏租税条約第29条（抜粋）

一方の締約国の公認投資基金に参加する者が、当該基金の取得する配当又は利子の受益者として第10条又は第11条の規定により認められる特典を受ける権利を有する場合には、フランスについては当該基金の運用者が、日本国については当該基金の受託者が、当該基金のうち当該特典を受ける権利を有する者によって保有される部分に対応する額を限度として、当該特典の請求を行うことができる。

議定書15（抜粋）

条約第29条に関し、次のことが了解される。

(a) 「一方の締約国の公認投資基金」とは、次のものをいう。

- (1) 当該一方の締約国がフランスである場合には、1988年12月23日の法律第88－1201号に定義する投資共同基金及び可変資本投資会社。
- (2) 当該一方の締約国が日本国である場合には、証券投資信託法（昭和26年法律第198号）第2条に定義する証券投資信託、貸付信託法（昭和27年法律第195号）第2条に定義する貸付信託及び所得税法（昭和40年法律第33号）第2条に定義する合同運用信託。
- (3) その他(1)及び(2)に規定する投資基金に類似する投資基金で両締約国の政府が外交上の公文の交換により合意するもの。

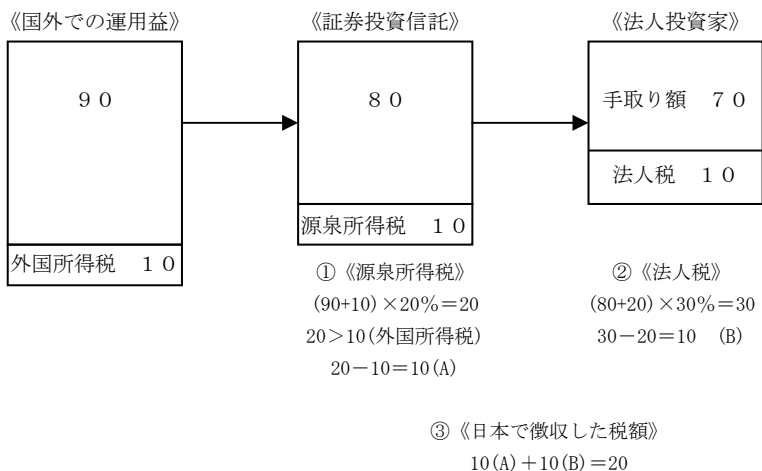
画期的なものである⁽²⁴⁾。

しかしながら、この公認投資基金の範囲は妥当なのであろうか。イギリスの証券投資信託には契約型投資信託であるunit trustと会社型投資信託であるinvestment trustがある。公認投資基金はそのうちunit trustだけを対象としているが、我が国の税務実務では外国の会社型投資信託は一般の会社と同様に取り扱っており、イギリスにとってinvestment trustを公認投資基金に含める必要がなかったものと考えられる⁽²⁵⁾。締約当時日本には会社型投資信託はなかったため、やむを得ないが、現在では投資法人や特定信託といった経済的機能は変わらないものが創設されている。SPVの違いによって、上記①②③の要件を満たすかどうかの問題に加え、公認投資基金のようにほんの一部のSPVだけが投資家の代行を認められていることは、新たな不公平を生じさせている。

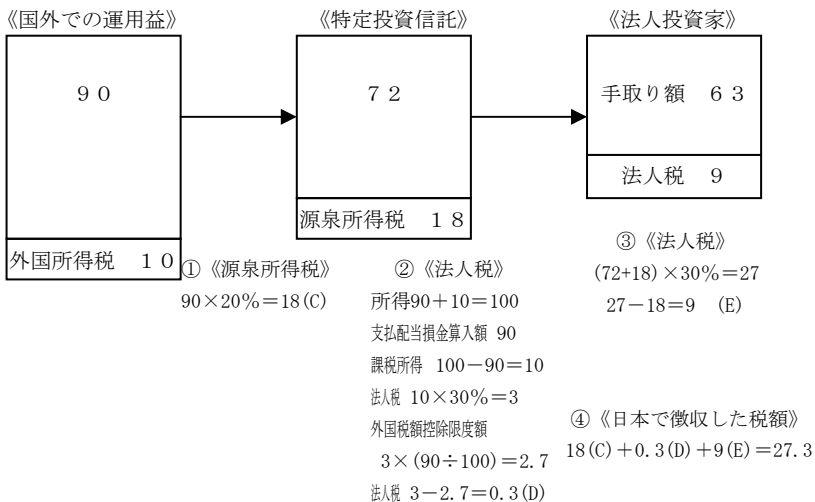
(24) ただし、日英条約・日仏条約のいずれにおいても、トリイティ・ショッピング（条約漁り）に対する防止規定も併せて規定していることに、注意を要する。

(25) 植松守雄「講座 所得税の諸問題 第137回」税経通信、53巻、2号、43頁（1998）

[図表 2]



[図表 3]



第5章 集団投資スキームにおける課税の方向

1 課税の基本的な考え方

前述のとおり、集団投資スキームに使われるSPVは、法人格を有するものから組合等の法人格を有しないものまで、様々なものがあり、その組成法上の違いにより課税上の取扱いが異なっている。しかしながら、経済的実態が同じものには同じ課税をするべきであり、課税時期も同様な取扱いがなされるべきである。そこで、このような組成法上の違いによる課税上の差異をなくすという意味で、集団投資スキームに使われるSPVをその違いにかかわらず我が国の税務上は統一して取り扱うことにしてはどうかと考えるものである。

このような観点から、統一して取り扱うに当たり、集団投資スキームに使われるSPVは統一的に導管（パススルー）とし、投資家段階で課税することを基本とすべきか、それとも、SPV（ビークル）の段階で課税することを基本とすべきかについて考察する。

(1) 投資家段階での課税を基本とする考え方

イ メリット

SPVと投資家との二重課税が完全に排除されるとともに、投資家へ一度課税すれば課税関係が終了することから、簡素で明確な課税方法である。また、商品設計者及び投資家の立場からは、簡素であるがゆえに後述(2)と比べ事務コストが少なくてすむ。

ロ デメリット

米国のように納税者番号制度及びパートナーシップの情報申告義務がある上でのパススルー課税なら課税もれが生じないが、我が国はこのような制度を持ち合わせていない。その結果、申告納税をすべき投資家を把握することは非常に困難であり、課税の真空地帯を作ることになりかねない。仮に、制度上、情報申告書の提出義務を課しても、国外のSPVの場合には実効性に乏しい。さらには、国外の投資家に対する配当に

関しては源泉徴収により対処しないと、申告納税を期待することは難しく、申告されたとしても、滞納処分権はなく、滞納が発生した場合の対応は難しい。

また、SPVを統一的に課税主体としないためには、税制上の措置が必要である。

(2) SPV段階での課税を基本とする考え方

イ メリット

集団投資スキームに使われるSPVをビークル課税するとともに、そのSPVに投資家に関する情報提出義務を課せば、投資家の所得把握ができる。その結果、スキームの媒体としてのみ機能しているSPVに対しては実質的に法人税が課税されない規定を設けても、課税の真空地帯は生じない。また、課税主体とする以上、株式会社等と同様に、損失の分配は認めないことから、損失先行計上などの租税回避を排除できる。

ロ デメリット

SPV段階と投資家段階の二度、課税対象とされるため、前述(1)に比べ事務コストが多くなる。また、私法上法人格が与えられていないSPVを法人税の課税主体とするには、税制上の措置が必要である。

(3) 方向性

集団投資スキームに使われるSPVについて、経済的な同一性に着目し、統一的な課税を行うには、執行面での対処では限界があり、立法による措置が必要である。立法に当たって最も重要なことは、課税の真空地帯をなくすことと、公平な課税を行うことであるが、これらの課題をクリアする課税の方向としては、集団投資スキームに使われるSPVについては、上記(2)のSPV段階での課税(ビークル課税)を基本とする考え方を採用し、私法上の法人格の有無にかかわらず、法人税の課税主体とし、適格なもの(課税上弊害がないと認められるもの)については実質的に法人税が課税されないようにするのが最も良いと考える。

実質的に法人税が課税されないようにする方法については、いろいろな

方法⁽²⁶⁾（第4章2節3を参照）が考えられるが、ビークル課税を基本とするということと、たまり利益には課税するとの発想から、分配利益を損金に算入し、実質的に課税されない方法（以下「支払配当損金算入方式」という。）を採用すべきと考える。

（4）SPVに対する課税の在り方—国際的側面も含めて—

まず、前提として、国際課税においてはPE⁽²⁷⁾（Permanent Establishment）の有無及び税制あるいは租税条約が総合主義か帰属主義かということが重要であるが、本稿では考察しない⁽²⁸⁾。

これまで集団投資スキームにおける課税の基本的な考え方を考察してきたが、第2章3節に記述したとおり、国内のSPVのみならず、多様な国外のSPVが存在する。

では、国内のSPVと国外のSPVとでは異なった取扱いをすべきなのであろうか。

集団投資スキームを利用しようとする投資家等は、租税条約を含めて、投資に対するリターンが最大になるようなSPVを選択するにすぎないことから、国内のSPVに限定せず国外のSPVをも含めて検討することに

(26) (1) SPVを納税義務者とししないもの。

(2) SPVは納税義務者であるが、一定の条件を満たす場合に非課税とされるもの。その条件としては、SPVの活動を基準にする場合や投資家、所得の種類を基準にする場合がある。

(3) SPVは納税義務者であるが、分配利益を損金に算入し、実質的に課税されないもの。

(4) SPVは納税義務者であるが、低税率あるいは、ゼロ税率が適用されるもの。

(5) SPVは納税義務者であるが、所得税と法人税の統合がなされているもの。

(27) PEとは恒久的施設のことであり、①支店、工場、その他事業を行う一定の場所②12ヶ月を超える建設工事、据付工事③従属的代理人のことをいう。

(28) 資産の流動化スキームではSPVとしてケイマンSPCがよく使われるが、その場合、日本支店を置くケースが多い。これらに関する諸問題については、次の論文を参照されたい。窪田悟嗣「資産の流動化・証券化をめぐる法人課税等の諸問題—わが国の課税権の留保と国際的租税回避への対応を中心として—」税務大学校論叢、第37号、217頁以下（平成13年）

なる。つまり、集団投資スキーム自体は同様であっても、投資家及びSPVを取り巻く課税関係の違いにより、投資に対するリターンが異なってくるのである。

このように、同様の集団投資スキームに投資した投資家に対する課税関係が、国内のSPVを使った場合と国外のSPVを使った場合とで異なるのであれば課税の中立性に反する。

したがって、集団投資スキームに使われる国外のSPVも国内のSPVと同様に、我が国においては課税主体とし、外国法人とみなすべきであると考ええる。

なお、SPVに対する課税標準は現行税制のとおりとする。つまり、国内のSPVに対する課税標準は全世界所得とし、国外のSPVに対する課税標準は国内(日本)源泉所得のみとする。

(5) 小括

現行税制では各SPVの種類の違い(法人格の有無)によって、課税関係が異なっている。しかしながら本稿では、集団投資スキームに使われるSPV(資産の流動化型と資産の運用型のもの)はSPVの種類の違いにかかわらず、ビークル課税を基本とすることとした。一方、集団投資スキームに使われていないSPVは現行税制を基本とし、課税上弊害があると認められる部分については、後述の第5章5でその対応措置を講ずる。これらの課税関係をイメージ図⁽²⁹⁾で整理する。

(29) 多様なSPVを大きく分類したものであり、現行税制に沿って、厳密に分類したものではない。特に海外の事業体については、ビークル課税とパススルー課税を選択できる場合もあり、注意を要する。

イ 現行税制

	ビークル課税			パススルー課税		
内国法人 外国法人						
信託 (特定信託を除く) 組合						
法人格をもたない 国外の事業体						

- ① 資産の流動化に使われるSPV
 - ② 資産の運用に使われるSPV
 - ③ ①、②以外のSPV（集団投資スキームに使われていないもの）
- このように現行税制では、SPVの種類の違い(法人格の有無)により、ビークル課税かパススルー課税かが決まっている。

ロ ビークル課税を基本とする本稿の考え方

	ビークル課税			パススルー課税		
内国法人 外国法人						
信託 (特定信託を除く) 組合						
法人格をもたない 国外の事業体						

- ① 資産の流動化に使われるSPV
 - ② 資産の運用に使われるSPV
 - ③ ①、②以外のSPV（集団投資スキームに使われていないもの）
- このように、本稿では、SPVの種類の違い(法人格の有無)にかかわらず、集団投資スキームに使われるSPV(①又は②に該当するもの)はその組成法の違いにかかわらず、統一的にビークル課税とする。一方、集団投資スキームに使われていないSPV(③に該当するもの)は現行税制を基本とし、課税上弊害があると認められる部分については、後述の

第5章5でその対応措置を講ずる。

2 法人税課税の要件

ビークル課税(法人税課税)とする上記(①又は②)のSPVとは、次のものをいう。

- ① 特定の資産(貸付債権、売掛債権、不動産等)の所有者が、その資産を所有者自身から切り離し、その資産の生み出すキャッシュフローや資産価値を裏付けとして、一般投資家に証券を発行することにより資金を調達する仕組みに使われる組織体であること。
- ② 一般投資家から集めた資金をプールして、投資の専門家が各種資産(株式、公社債、不動産等)に投資運用し、その利益を一般投資家に分配する資金運用の仕組みに使われる組織体であること。

3 支払配当について損金算入を認める要件

次の(1)の要件を満たすものが支払う利益の配当又は収益の分配の額で、次の(2)の要件を満たす事業年度に係るものは、その事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する⁽³⁰⁾。ただし、利益の配当又は収益の分配の額がその事業年度の所得の金額を超える場合には、欠損金の繰越控除適用前の金額を限度とする。

(1) 次の要件をすべて満たすもの。

- ① 第5章2に記述した法人税課税の要件を満たすものであること。

(30) 支払配当損金算入の要件として、公募と私募及び同族会社等の有無を加えるべきか検討したが、結果、加えないこととした。その理由としては、私募であろうが同族会社等であろうが、投資家に関する情報申告書を提出させ、配当可能所得の90%以上を配当し、その支払配当に源泉税を課していれば(第5章4(6)参照)、我が国の課税上弊害がないからである。なお、仮にほとんどの所得が意図的に留保された場合には、90%要件を満たさず、その所得には法人税が課税される。さらに、同族会社等であれば、特別税率による留保金課税を行うことにより対処すればよい(第5章4(3)参照)と考える。

- ② 計算期間が1年を越えないものであること。

現行税制においては、課税対象である所得金額の算出に当たって、その事業年度等は1年を超えないものであることと比較して、1年を超えた場合には「たまり利益」が発生するため、当該要件を列挙した。

- (2) 次の要件をすべて満たすもの。

- ① 配当可能所得の90%を超える金額を配当していること⁽³¹⁾。

集団投資スキームの媒体として使われるSPVに対して特典を与えるものであるため、株式会社のように利益を留保し再生産を繰り返すSPVとは異なり、利益のほとんどすべてを配当するものでなければならない。

- ② 投資家に関する情報申告書を提出していること。

投資家の段階で的確に課税することを目的として、投資家の得た所得を把握する必要がある、この目的を実行するためには、当該要件は必要不可欠である。

4 その他の規定

(1) 納税義務者

SPVが法人である場合は、現行税制のとおり、納税義務者を法人とする。また、信託の場合も特定信託に準じて、その信託の受託者である法人(信託会社)とする。匿名組合については、組合の財産を所有し、収支の計算を行うことのできる立場にある営業者とする。一方、任意組合と国外の多様な事業体については納税義務者をどのように決めたらよいのであろうか。任意組合は内部規定としては業務執行組合員を選出する場合があるが、対外的には全組合員が同様に無限責任を負う。国外の事業体についても、様々

(31) 投資法人の利益超過分配がある場合の90%ルールにおける問題点はここでは記述しないが、次の箇所を参照されたい。

杉本茂ほか「不動産証券化をめぐる税務」土地総合研究、2001年春号、73頁以下

なものがあり、その法人格についても国によって概念が違う。そこで、任意組合と国外の事業体については、代表者を定め、届け出ることとする。

(2) 事業年度等

法人税法13条（事業年度の意義）、14条（みなし事業年度）、15条の2（特定信託の計算期間）の規定を準用し、事業年度等とは営業年度その他これに準ずる期間及び組合又は信託の計算期間をいい、これらの期間が1年を超える場合は、当該期間をその開始の日以後1年ごとに区分した各期間（最後に1年未満の期間を生じたときは、その1年未満の期間）とする。

ただし、投資信託の収益の分配金はファンドが一定の運用期間を経て現実に収受した金銭（キャッシュフロー）が原資となるが、第1計算期間においては、ファンドの運用期間のみで終わってしまい、キャッシュフローを伴う収益が生じない場合がある。これに対し、第1計算期間においても投資家に対し収益の分配を行う商品を組成するためには、その信託の第1計算期間のみ通常の計算期間より長く定める投資信託の組成が予定されている。そこで、契約等に定める信託の最初の計算期間のみが1年を超え、かつ、2年に満たないものであるときは、上記の規定にかかわらず、その開始の日から当該計算期間の末日の1年前の日までの期間と同日の翌日から当該計算期間の末日までの期間をそれぞれ当該信託の計算期間とみなすこととする⁽³²⁾。

(3) 法人税の税率

法人税法66条に準じて、普通法人と同率とする。ただし、同条2項の軽減税率の適用はないものとする。

なお、投資家が少数の場合は、その少数の投資家がSPVを支配して、利益の配当又は収益の分配を意図的に行わず、SPVに留保することが想定される。現行税制においてはこのような少人数が支配する会社（同族会社）に対して特別税率を課している。このこととのバランスを考慮する観

(32) 国税庁『改正税法のあらまし』325頁以下、平成12年度版を参考にした。

点から、同様のSPVを同族会社等として法人税法67条（同族会社の特別税率）及び法人税法82条の5（同族特定信託の特別税率）を準用し、特別税率を課することとする。

（4）外国税額控除

法人税法69条（外国税額の控除）については内国法人の各事業年度において適用があるとされている。また、法人税法82条の7（特定信託に係る外国税額の控除）については特定信託の受託者である内国法人（信託会社）が各特定信託の信託財産につき当該特定信託の各計算期間において適用があるとされている。つまり、現行税制では、納税主体（SPV）の納税額の範囲内で外国税額控除を認めている。

外国税額控除の目的は、外国と我が国との二重課税の排除にある。株式会社等の納税主体（SPV）であればSPVの段階で税額控除するのが、理論的にも経済実態としても相当であると考ええる。しかしながら、第4章3節1で外国税額控除について検討したように、導管体であるSPVは一定の要件の下では支払配当が損金に算入されるため、納税額がほとんど発生せず、実質的には税額控除が適用できない⁽³³⁾。

法形式としては納税主体（SPV）が法人格をもち（特定信託の信託財産に係る所得についてもこれに準じている）、納税も含めたところで投資家とは独立した権利及び義務を有しているため、SPVの段階で外国税額控除を適用するのが相当である。

しかしながら、本稿では法形式よりも経済の実態に着目して、公平に課税関係を律していくべきであるとの考えに至った。よって、上記の支払配当損金算入の要件を満たす事業年度においては、SPVは導管体として外国税額控除をパススルーし、投資家の段階で適用するべきであると考ええる。

（5）欠損金の繰越し

(33) 控除余裕額の繰越制度があるが、每期支払配当を行っていれば、各事業年度とも納税額はほとんど発生せず、実質的に税額控除が適用できない状況に変わりはない。

内国法人には法人税法57条により、各事業年度開始の日前5年以内に開始した事業年度で青色申告書を提出した事業年度に生じた欠損金額を各事業年度の所得の金額から控除する特典が与えられている。

法人税法では継続企業である法人について一定の事業年度を定め、その事業年度内における益金の額から損金の額を控除した金額を所得金額とする、いわゆる単年度課税方式を採用している。しかしながら、法人の業績は人為的に区切られた一定の計算期間によって全て評価できるものではなく、企業会計の面から見ても、ある事業年度に生じた欠損金は、前期以前から繰り越された利益剰余金で補填される。このことから、法人税法においても、単年度課税の例外的措置として、一定の要件の下に、欠損金の繰越しを認めているのである。

この制度の趣旨を考慮すると、信託、組合及び国外の事業体であっても、集団投資スキームに使われるSPVを課税主体とする以上、ある事業年度等の収支が欠損となった場合に、SPV自身で独立して毎期の収支を管理していくべきであると考えられる。

よって、法人税法57条を準用して、欠損金の繰越制度を適用することとする。

(6) 支払配当等に対する源泉所得税課税

SPVを原則として法人税の課税対象とするが、支払配当を損金に算入することによってSPVは導管体となり、実質的に非課税となる。ただし、すべての段階で非課税としたものではなく、投資家の段階ではSPVからの配当に対して課税し、投資により我が国で稼得した所得に対しては、我が国に納税させることを予定している。

しかしながら、情報申告書の提出を受けるため、課税する投資家を把握することができるとしても、投資家自体にも様々な組成体があり、最終的に課税を確保できるとも限らないことから、源泉徴収が必要と考える。

特に、最終投資家が居住者（我が国）以外である場合は情報申告書の提出を受けていても、投資家が我が国で納税する保証はなく、ファンド・オ

ブ・ファンドのように投資家自体がファンドである場合には最終投資家の情報はこの段階ではつかむことができない。このように、我が国の課税ベースを守るため、源泉徴収制度の併用は必要不可欠である。

5 集団投資スキームに使われなかったSPVに対する措置

(1) 国内のSPV

イ 内国法人

課税主体であり、弊害がないため、現行税制のとおりでよい。

ロ 信託

本来、私法も含めたところで信託全体の法律を見直す時期に来ていると思われるが、本稿ではその余裕はないため割愛する。しかし、現行税制のなかで見逃すことができないのが、法人税法12条ただし書信託の中の合同運用信託と証券投資信託である。この二つの信託だけ特別扱いする論理的な合理性はどこにもなく、信託税制全体が見直されるまでは、特定信託に含めるべきであると考え。もし、証券市場活性化のため政策的に、信託財産に係る所得に対して受益者に分配されるまで課税しないのであれば、本法では特定信託に含め、その所得に対しては原則として法人税の課税対象とし、租税特別措置法において一定のものの課税を繰り延べる規定を設けるべきである。

ハ 組合

組合においては税法の規定はなく基本通達でわずかな定めがあるだけなので、税法を整備するのが望ましいが、基本的には現行のとおりパススルー課税でよいと考える。しかしながら、次のような課税上弊害がある部分に関しては対応措置を講ずる必要があると考える。

匿名組合のケースを例に挙げて説明すれば、匿名組合員とは本来、出資はするが経営には関与しない組合員であるはずのものであるが、自分の意のままに操れる営業者(いわゆるペーパーカンパニーも含む。)を用い、自分で投資スキームを組成する者が現れた。その結果、商法上の法

形式と実態が乖離し、投資家（匿名組員）が実質的に営業者も兼ね、損益の分配に関して営業者を操作することが生じている。

また、任意組合においても、本来の無限責任組員の共同事業ではなく合理的な理由がないにもかかわらず、損益分配の特約により、一部の組員のみが無限責任を負ったり、逆に、一部の組員は損失を負担しないという契約も生じている。これも本来、民法が予定した法形式と実態が乖離したものである。

さらには、出資割合と異なった損益分配割合の契約による贈与の問題も生じている⁽³⁴⁾。

そこで、米国のbasis概念を参考にし、基準価額を設けるべきであると考え。

- ① 当初の出資額に当該計算期間までの追加出資額及び利益の分配額を加算し、出資額の減少額及び損失分配額を減算した金額を基準価額とする。
- ② 組合の各計算期間における損失の額に係る税務上の損金算入額は基準価額を限度とし、当該限度額を超える損失額を（法人税確定申告書別表四において）所得加算する。ただし、任意組合のうち、組員全員が実質的にも無限責任であり、損益分配割合が出資割合に応じている場合は、この規定の適用はない。
- ③ 前期から繰り越された損失額（以下「基準価額限度超過額」という。）は、その後の事業年度における当該任意組合の各計算期間において、利益の分配及び追加出資が行われたときは、当該基準価額限度超過額のうち、当該利益の分配額及び追加出資額を損金の額に算入する。

(2) 国外のSPV

(34) 増井良啓「組合損益の出資者への帰属」税務事例研究、第49号、47頁以下（1999）及び佐藤英明「組合による投資と課税」税務事例研究、第50号、33頁以下（1999）

この贈与の問題は基準価額の導入ですべて解決するわけではなく、更なる検討が必要である。

国外のSPVはあまりに多様であることと、米国などはチェック・ザ・ボックス規則により一つの事業体が法人税課税とパススルー課税を選択できるにもかかわらず、我が国では外国法人に該当するかどうか⁽³⁵⁾で課税関係が定まる仕組みになっている。よって、本稿では国外のSPVにおける様々な問題点を取り上げ、解決していくことはとても不可能であるが、最低限、有限責任である投資家に損失が配られないようにすべきであると考え、パートナーシップにおいても上記の組合と同様に基準価額を設けるべきであるとする。なお、法人税基本通達14-1-2を参考にした。

- ① 当初の出資額に当該計算期間までの追加出資額及び利益の分配額を加算し、出資額の減少額及び損失分配額を減算した金額を基準価額とする。
- ② パートナーシップの損益の計算期間の末日の属する当該パートナーの事業年度の益金の額又は損金の額に算入する。ただし、当該パートナー

(35) 米国のLLCは我が国においても経済活動で接することが多く、課税関係の整理を求められており、次の論文もでている。

長谷部啓ほか「米国LLCに係る税務上の取扱い」週間税務通信、No.2678、70頁以下(抜粋)では次のように述べている。

我が国の税法は私法の借用概念を前提としているため、LLCが①外国の法律に基づいて設立され、②法人格が付与された③商事会社である場合にはこれを税務上、外国法人として取り扱う。よって、つぎのような米国LLCであるならば、我が国の私法上においても、税法においても(米国の税務上、法人課税又はパススルー課税の選択にかかわらず)外国法人に該当する。

イ LLCは、商行為をなす目的で米国の各州のLLC法に準拠して設立された事業体であり、外国の商事会社であると認められること。

ロ 事業体の設立に伴いその商号等の登録(登記)等が行われること。

ハ 事業体自らが訴訟の当事者等になれるといった、法的主体となることが認められていること。

ニ 統一LLC法においては「LLCは構成員(member)と別個の法的主体(a legal entity)である。」(統一LLC法 § 201)、「LLCは事業活動を行うための必要かつ十分な、個人と同等の権利能力を有する。」(統一LLC法 § 112(b))と規定されていること。

ただし、米国各州のLLC法は個別に制定され、その規定振りは各州において異なることから、個々のLLCが我が国の税務上「外国法人」に該当するか否かについては、個々の設立準拠法(各州のLLC法)の規定に照らして、個別に判断する必要がある。

シップが、毎年一回以上一定の時期においてパートナーシップの損益を計算しない場合には、当該パートナーの各事業年度の期間に対応するパートナーシップの損益を計算して当該パートナーの当該事業年度の益金の額又は損金の額に算入する。

- ③ パートナーシップから受ける分配額は、パートナーシップ契約により決定された金額とするが、パートナーシップの各計算期間における損失の額に係る税務上の損金算入額は、基準価額を限度とし、当該限度額を超える損失額を（法人税確定申告書別表四において）所得加算する。ただし、パートナーシップのうち、パートナー全員が実質的にも無限責任であり、損益分配割合が出資割合に応じている場合は、この規定の適用はない。
- ④ 前期から繰り越された損失額（以下「基準価額限度超過額」という。）は、その後の事業年度における当該パートナーシップの各計算期間において、利益の分配及び追加出資が行われたときは、当該基準価額限度超過額のうち、当該利益の分配額及び追加出資額を損金の額に算入する。
- ⑤ パートナーシップから分配を受ける利益等の額の計算は、我が国の税法の規定によることとするが、実務的な簡便性を考慮し、現行の法人税基本通達14-1-2に定める三つの計算方法を認めることとする。

6 租税条約における軽減税率の適用

(1) 問題の整理

第4章3節2においては租税条約における利子及び配当等の軽減税率の適用がSPVによって異なることを述べた。租税条約においてもSPVの違いによる不公平は少なくなることが望ましいが、租税条約とは限定的に特典を与えるものであり、積極的に適用範囲を広げ、国の課税ベースを減少させる性質のものではないため、二国間で十分な合意がなされ改正されるまではやむを得ないと考える。

ところで、租税条約の特典は「租税条約に関する届出書」に支払を受け

る者の氏名及び住所等を記載し、税務署長に提出することにより享受できる。非居住者又は外国法人に対して国内源泉所得の支払をする者が源泉徴収義務者とされている(所得税法212条1項)ことから、本来はその配当又は利子の支払をする株式、社債等の発行会社が租税条約に関する届出書を提出した上で、条約適格者に対しては軽減税率をもって源泉徴収するべきかもしれない。

しかしながら、株式の配当に関する実務を行っているのは名義書換会社であり、社債利子に関する実務を行っているのは社債発行の幹事会社である。さらには、源泉徴収に関する実務も名義書換会社、幹事会社等の金融機関が行っている。その結果、株式や社債等の発行会社(源泉徴収義務者)は実際の受益者が誰なのかについては知り得ていないのが現状である。

このような実状を背景として、租税条約に関する届出書の提出は上記の名義書換会社、幹事会社等の金融機関が行っている。

では、条約適格者の審査はどのように行われているのであろうか。日仏租税条約においては、親子間の適格居住者に該当すれば免税であることから、権限ある当局の証明が必要であるが、その他のものについてはその証明は必要ではなく、形式的な審査しか行うことができない。もちろん、租税条約に関する届出書に記載されている利子、配当等の支払を受ける者と実際の受益者が異なっていれば、調査により否認し、追徴課税すればよい。しかしながら、調査により国外の受益者を特定することは実際に非居住者等に反面調査でも行わない限り困難であると思われるし、そもそもそのような反面調査は現実的ではない。我が国では、情報申告の提出制度はなく、名義書換会社等の金融機関が非居住者等から委任状をもらい、それを信義則として条約の審査としているようであるが、これで十分であらうか。国外への支払に対する源泉徴収は国の課税権の水際での行使であり、我が国の課税ベースを守るために何か方法はないのであろうか。

この観点から、米国の源泉徴収制度の変遷は我が国でも参考になると思い、次に記述する。

(2) 米国におけるQ I 制度導入の背景

米国では、一般に、米国非居住外国人又は外国法人が米国源泉のPassive Income (利子、配当、不動産賃貸収入、ロイヤルティー等)を受け取る場合、受取人が源泉徴収義務者又は代理人等に、その租税条約の特典を享受できることを証明する書類を提出すれば、源泉税が減免された。これをアドレス・ルールといい、租税条約締結国に住所を持つ米国源泉所得の受取人は自動的に租税条約締結国の居住者とみなされ、軽減税率の特典を享受できた⁽³⁶⁾。このルールでは、源泉徴収義務者は、受取人が軽減税率が適用される租税条約締結国の居住者でないことを特別に知っている場合を除き、外国の住所が記載されている国との租税条約に基づく軽減税率で源泉税を徴収するシステムになっていた。ところが、このシステムは第三者による保証は必要なく、不正に対して極めて脆弱であった。

そこで、IRSは1982年に、租税条約による軽減税率の特典を享受するためには外国の税務当局からの居住証明書を手入する必要があるとする規則案を発表した。しかし、これは源泉徴収義務者に過度な負担を強いるものとして最終規則には至らなかった。これを受けて、1993年には議会がIRSの非居住者に対する源泉徴収のシステムについて監査を実施した結果、新たに対策本部が設けられた。そして、この対策本部から米国での投資所得を有するすべての外国投資家に納税者番号制度を取得させるという意見書が提出された。しかし、この意見も金融界の反対が大きく、外国投資家に米国の納税者番号制度を強いれば、国際金融市場の混乱を招き、米国株式への海外からの投資が皆無になると主張された。

ところが、源泉徴収制度の大幅な改正の必要性を認識していたのは米国政府だけではなかった。源泉徴収義務者も所得の最終受益者から必要書類

(36) (2) 及び (3) のQ I 制度については次の論文を参照した。

エドワード・デネヒーほか「米国源泉徴収税規則におけるQ I (適格仲介人) 20年の歴史 第一部」国際税務、2000年11月号、8頁以下及び同第二部、国際税務、2000年12月号、28頁以下

を入手できなかった場合に直面する、監査リスクに頭を痛めていたのである。これらを背景に、IRSは①外国人及び外国法人の投資家に適正な源泉税率を課すことと、②米国外の口座を通して米国有価証券に投資する米国人及び米国人を洗い出すという二つの目的の下に、新源泉徴収規則案を公表し、この規則は1997年10月に最終規則となった。この規則が2001年1月1日から施行された「Q I 源泉徴収規則」である。

(3) Q I 制度の概要

Q IとはQualified Intermediary(適格仲介人)の略であり、IRSとQ I 契約⁽³⁷⁾を締結した外国金融機関のことをいい、実質的な受取人(受益者)を代表して米国からPassive Incomeの支払を受ける代表者のことをいう。

Q I制度により、源泉徴収義務者は条約の適用に必要な情報を最終受益者あるいはQ Iのいずれかから取得すればよいことになった。これは源泉徴収義務者が負っていた報告及び記録保管の責任をQ Iへ移すものであり、源泉徴収義務者の負担軽減に大きく貢献するものである。また、Q IはIRSから特別な要求がない限りは、顧客情報をIRSに提供する必要はなく、源泉徴収義務者に対しても顧客情報を開示しなくてよい。

一方、IRSとQ I 契約を締結していない場合はNQ I (非適格仲介人)として扱われ、最終受益者の税務上の身分を証明するために、米国居住、非居住の如何にかかわらず、すべての顧客からの書類(様式W-8BEN, W-9等)を源泉徴収義務者に対して提出しなければならない。また、源泉徴収義務者が所得を最終受益者に配分し、適正な税率で源泉徴収が行えるよう資産区分情報を提出しなければならない。さらには、すべての最終受益者について有効な書類を提出できない場合には、書類不備により、通常、軽減税率は適用できない。

(37) Q I 契約に定められた源泉徴収及び報告義務等をQ I が遵守しているかどうか、定期的な外部検証が行われる。外部検証は社外の外部検証人によって行われ、検証結果はIRSに報告される。

なお、Q I の一般規定に加えて各国特有の追加規定として、日本でQ I として認められる金融機関（信託銀行、証券会社、投資信託会社）について、及びI R Sへ提出すべき自国の報告書、顧客の代理をする際にその顧客から提示を求める書類等の代理人となる際の条件が詳しく規定されている。例えばQ I がその顧客に対して提示を求める必要がある書類として個人の場合は戸籍謄本、戸籍抄本、年金手帳、運転免許証、外国人登録証、旅券のいずれか、法人の場合は法人勘定又は信託勘定に応じて適格年金契約証明、会社登記抄本、信託契約書のいずれかとなっている⁽³⁸⁾。

(4) 我が国における租税条約適用の方向

このように米国におけるQ I とNQ I の取扱いを比較してみると歴然として明らかのように、Q I になれば仲介人は管理費の低減と顧客情報を遵守することができることから、I R Sは適格な仲介者を通じて取引させ、国の課税ベースを守ろうとしたのである。この制度は我が国においても大いに参考になるものとする。

繰り返しになるが、租税条約とは二国間で合意を得た範囲内で、限定的に特典を与えるものであり、その適用は厳格でなければならず、仲介者（金融機関）の事務の煩雑さとか当局の事務の効率を優先的に考慮すべき性質のものではない。まして、一度支払が海外へ渡ってしまうと徴税権がないことから、取り戻すことは困難であり、源泉徴収制度が果たす役割は大きい。適格な受益者を証明させる方法を提起することは新たな課税の行使ではないにもかかわらず、事務的な煩雑さや投資活動を阻害するとの観点から反対が起きることは、米国の歴史も証明している。しかしながら、国の課税ベースを守るため、租税条約の適用に関する本人の身分を証明するものを仲介者又は源泉徴収義務者に提出させ、定期的な調査を行うべきであるとする。

(38) 次のホームページを参照した。

http://www3.jetro.go.jp/iv/j/fdi/page/page_menu/pw/ny/z/ny_z000002.htm

第6章 結びに代えて

本稿は集団投資スキームに使われるSPVの概要、そのSPVに対する現行税制の取扱い、集団投資スキームにおける税務上の諸問題（SPVの投資家段階における問題点、SPV段階における問題点、SPVの国際課税上の問題点）について記述するとともに、集団投資スキームにおける課税の方向について考察したものである。

近年では、資産の流動化（証券化）という言葉も定着し、企業が資金調達的手段として用いることも珍しくなくなっている。また、長期にわたる低金利の時代を反映して、投資ファンドという金融商品も、企業のみならず一般国民の間に浸透してきており、海外のファンドに関する公告も増えてきた。これからも、金融の自由化、国際的な競争を背景として様々な金融商品が開発され、投資家に提供されることと思われる。

本稿ではこれらの金融商品に使われる様々なSPVについて、経済的な実態の同一性に着目して、統一的な課税の取扱いを提言した。しかしながら、我が国においては源泉所得税のみで課税関係が終了する分離課税制度もあることから、課税のバランスを考えると、ことは単純ではなく、組合課税の立法化、信託課税の見直しといった分野も視野に入れ、さらに研究をする必要がある。

また、現行税制では①過少資本税制②タックスヘイブン税制③移転価格税制について、外国法人でないと適用がない規定となっている。ところが、海外の事業体は現在でも多様なものがある上に、これからもさらに多様なものが組成されていくと思われる。このような状況のもとでも、我が国の現行税制は法人についての定義はなく私法上の借用概念をとっているため、海外の事業体について、その設立国の私法において「法人」として取り扱われるかどうかでこれらの規定が適用されたり、適用されなかったりする。特に③の移転価格税制については、国外の取引先として多様な事業体が存在する現在、法人格はないが法人と実態が変わらないものについても、この規定が適用で

きるようにしなければ租税回避が生じる可能性が高くなる。

これらの問題も、我が国は私法の借用概念による法人格の有無により課税関係が律されていることに起因する。今回の集団投資スキームの研究を奇貨として、金融商品に対する課税のバランス、法人格にとらわれず経済的実態に着目して課税していくことについて、さらに深度ある研究を続けていきたいと考えている。